明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報 号外

昭和二十八年七月二十七日

## ○第十六回国会 衆議院会議録第二十九号

昭和二十八年七月二十七日（月曜日）

議事日程　第二十八号

午後一時開議

第一　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　青年学級振興法案（内閣提出）

第三　武器等製造法案（内閣提出）

第四　木材防腐特別措置法案（菅藤新八君外四十名提出）

第五　日本国とフィリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

第六　厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七　国有財産法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第八　貴科医師法の一部を改正する法律案（参議院提出）

●本日の会議に付した事件

今回の長野県下における豪雨による被害調査の件を水害地緊急対策特別委員会に併せ付託するの件（議長発議）

山下春江君外二十四名提出、戦争犯罪による受刑者の釈放に関する決議案は、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会に付託するの件（議長発議）

長野県下の水害調査の件を水害地緊急対策特別委員会に併せ付託するの件

戦争犯罪による受刑者の釈放に関する決議案を海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会に付託するの件

旧軍港市国有財産処理審議会委員任命につき同意の件

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後一時二十四分開議

○議長（堤康次郎君）　これより会議を開きます。

今回の長野県下における豪雨による被害調査の件を水害地緊急対策特別委員会に併せ付託するの件（議長発議）

○議長（堤康次郎君）　お諮りいたします。今回の長野県下における豪雨による被害調査の件を水害地緊急対策特別委員会にあわせ付託いたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

山下春江君外二十四名提出、戦争犯罪による受刑者の釈放に関する決議案は、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会に付託するの件（議長発議）

○議長（堤康次郎君）　なお諮りいたします。山下春江君外二十四名提出、戦争犯罪による受刑者の釈放に関する決議案は、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会に付託いたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

○議長（堤康次郎君）　次に、内閣から、旧軍港市国有財産処理審議会委員に福島正雄君、荒井誠一郎君、野村秀雄君、堀越禎三君、山田義見君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて同意するに決しました。

第一　刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（堤康次郎君）　日程第一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長小林錡君。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第六十条第二項但書中「第八十九条第一号又は第三号乃至第五号」を「第八十九条第一号、第三号乃至第五号又は第七号」に改める。

第七十一条中「勾引状」を「勾引状若しくは勾留状」に、「司法警察員」を「司法警察職員」に改める。

第七十二条中「勾引状」を「勾引状又は勾留状」に改める。

第七十三条第三項中「勾引状又は勾留状を所持しない場合においても、」を「勾引状又は勾留状を所持しないためこれを示すことができない場合において、」に改める。

第八十三条第一項中「開示の手続」を「勾留の理由の開示」に改める。

第八十四条第二項中「請求者は、」の下に「書面で」を加える。

第八十五条及び第八十六条中「開示の手続」を「勾留の理由の開示」に改める。

第八十九条第一号中「無期の懲役」を「無期若しくは短期一年以上の懲役」に改め、同条第五号中「氏名及び住居」を「氏名又は住居」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　被告人が多衆共同して罪を犯したものであるとき。

第八十九条第五号の次に次の一号を加える。

六　被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる充分な理由があるとき。

第九十二条に次の一項を加える。

検察官　請求による場合を除いて、勾留を取り消す決定をするときも、前項と同様である。

但し、急速を要する場合は、この限りでない。

第九十六条第一項を次のように改める。

裁判所は、左の各号の一にあたる場合には、検察官の請求により、又は職権で、決定を以て保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

一　被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき。

二　被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

三　被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

四　被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。

五　被告人が住居の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。

第九十八条に次の二項を加える。

前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、検察官の指揮により、被告人に対し保釈若しくは勾留の執行停止が取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて、これを収監することができる。但し、その書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

第百十一条の規定は、前二項の規定による収監についてこれを準用する。

第百五十三条の次に次の一条を加える。

第百五十三条の二　勾引状の執行を受けた証人を護送する場合又は引致した場合において必要があるときは、一時最寄の警察署その他の適当な場所にこれを留置することができる。

第百六十四条に次の一項を加える。

証人は、あらかじめ旅費、日当又、宿泊料の支給を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、その支給を受けた費用を返納しなければならない。

第百六十七条第二項中「留置状」を「鑑定留置状」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一項の留置につき必要があるときは、裁判所は、被告人を収容すべき病院その他の場所の管理者の申出により、又は職権で、司法警察職員に被告人の看守を命ずることができる。

裁判所は、必要があるときは、留置の期間を延長し又は短縮することができる。

第百六十七条に第六項として次の一項を加える。

第一項の留置は、未決勾留日数の算入については、これを勾留とみなす。

第百六十七条の次に次の一条を加える。

第百六十七条の二　勾留中の被告人に対し鑑定留置状が執行されたときは、被告人が留置されている間、勾留は、その執行を停止されたものとする。

前項の場合において、前条第一項の処分が取り消され又は留置の期間が満了したときは、第九十八条の規定を準用する。

第百八十一条第一項に次の但書を加える。

但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときは、この限りでない。

第百八十四条中「上訴又は再審の請求」を「上訴又は再審若しくは正式裁判の請求」に、「上訴又は再審に関する費用」を「上訴、再審又は正式裁判に関する費用」に改める。

第百九十三条第一項後段を次のように改める。

この場合における指示は、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する一般的な準則を定めることによつて行うものとする。

第百九十八条第二項中「供述を拒むことができる旨」を「自己に不利益な供述を強要されることがない旨」に改める。

第百九十九条第二項の次に次の二項を加える。

司法警察員は、第一項の逮捕状を請求するには、検察官（検察官の事務を取り扱う検察事務官を除く。以下本項において同じ。）の同意を得なければならない。但し、検察官があらかじめ一般的に同意を与えた事件については、この限りでない。

裁判官は、逮捕状の請求が検察官の同意を要する場合において、その同意を得ていないことが明らかなときは、逮捕状を発付しないことができる。

第二百八条の次に次の一条を加える。

第二百八条の二　裁判官は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件につき、犯罪の証明に欠くことのできない共犯その他の関係人又は証拠物が多数であるため検察官が前条の期間内にその取調を終ることができないと認めるときは、その取調が被疑者の釈放後では甚しく困難になると認められる場合に限り、検察官の請求により、同条第二項の規定により延長された期間を更に延長することができる。この期間の延長は、通じて五日を超えることができない。

第二百十九条の次に次の一条を加える。

第二百十九条の二　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、令状に差し押えるべき物の所在すべき場所が記載されており、且つ、その場所においてこれを発見することができない場合において、その物の所在する場所が明らかとなつたときは、急速を要する場合に限り、処分を受けるべき者にその事由及び被疑事件を告げてその場所を看守することができる。

第二百二十四条第二項に次の後段を加える。

この場合には、第百六十七条の二の規定を準用する。

第二百五十四条第一項但書を削る。

第二百五十五条中「起訴状の謄本の送達」の下に「若しくは略式命令の告知」を加える。

第二百八十六条の次に次の一条を加える。

第二百八十六条の二　被告人が出頭しなければ開廷することができない場合において、勾留されている被告人が、公判期日に召喚を受け、正当な理由がなく出頭を拒否し、監獄官吏による引致を著しく困難にしたときは、裁判所は、被告人が出頭しないでも、その期日の公判手続を行うことができる。

第二百九十一条の次に次の二条を加える。

第二百九十一条の二　被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができる。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

第二百九十一条の三　裁判所は、前条の決定があつた事件が簡易公判手続によることができないものであり、又はこれによることが相当でないものであると認めるときは、その決定を取り消さなければならない。

第二百九十二条中「前条」を「第二百九十一条」に改める。

第三百七条の次に次の一条を加える。

第三百七条の二　第二百九十一条の二の決定があつた事件については、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条乃至第三百二条及び第三百四条乃至前条の規定は、これを適用せず、証拠調は、公判期日において、適当と認める方法でこれを行うことができる。

第三百十五条の次に次の一条を加える。

第三百十五条の二　第二百九十一条の二の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第三百二十条に次の一項を加える。

第二百九十一条の二の決定があつた事件の証拠については、前項の規定は、これを適用しない。但し、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

第三百三十九条第一項中第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　第二百七十一条第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたとき。

第三百四十四条中「第八十九条」を「第六十条第二項但書及び第八十九条」に改める。

第三百四十五条中「公訴棄却、管轄違、」を「公訴棄却（第三百三十八条第四号による場合を除く。）、」に、「判決の宣告」を「裁判の告知」に改める。

第三百五十九条中「上訴の取下」を「上訴の放棄又は取下」に改める。

第三百六十条中「被告人の同意」を「書面による被告人の同意」に、「上訴の取下」を「上訴の放棄又は取下」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三百六十条の二　死刑の判決に対する上訴は、前二条の規定にかかわらず、これを放棄することができない。

第三百六十条の三　上訴放棄の申立は、書面でこれをしなければならない。

第三百六十一条中「上訴の取下」を「上訴の放棄又は取下」に改める。

第三百六十七条中「上訴の取下」を「上訴の放棄若しくは取下」に改める。

第三百八十二条の次に次の一条を加える。

第三百八十二条の二　やむを得ない事由によつて第一審の弁論終結前に取調を請求することができなかつた証拠によつて証明することのできる事実であつて前二条に規定する控訴申立の理由があることを信ずるに足りるものは、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実以外の事実であつても、控訴趣意書にこれを援用することができる。

第一審の弁論終結後判決前に生じた事実であつて前二条に規定する控訴申立の理由があることを信ずるに足りるものについても、前項と同様である。

前二項の場合には、控訴趣意書に、その事実を疎明する資料を添附しなければならない。第一項の場合には、やむを得ない事由によつてその証拠の取調を請求することができなかつた旨を疎明する資料をも添附しなければならない。

第三百八十四条中「第三百七十七条乃至前条」を「第三百七十七条乃至第三百八十二条及び前条」に改める。

第三百八十六条第一項第三号及び第三百九十二条第二項中「第三百七十七条乃至第三百八十二条」を「第三百七十七条乃至第三百八十二条及び第三百八十三条」に改める。

第三百九十三条第一項但書を次のように改める。

但し、第三百八十二条の二の疎明があつたものについては、刑の量定の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認を証明するために欠くことのできない場合に限り、これを取り調べなければならない。

第三百九十三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

控訴裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、第一審判決後の刑の量定に影響を及ぼすべき情状につき取調をすることができる。

第三百九十三条に第四項として次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による取調をしたときは、検察官及び弁護人は、その結果に基いて弁論をすることができる。

第三百九十六条中「第三百七十七条乃至第三百八十三条」を「第三百七十七条乃至第三百八十二条及び第三百八十三条」に改める。

第三百九十七条中「第三百七十七条乃至第三百八十三条」を「第三百七十七条乃至第三百八十二条及び第三百八十三条」に改め、同条に次の一項を加える。

第三百九十三条第二項の規定による取調の結果、原判決を破棄しなければ明らかに正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

第四百五十一条第二項中「第三百三十九条第一項第三号」を「第三百三十九条第一項第四号」に改める。

第四百六十条第二項中「第三百九十三条第二項」を「第三百九十三条第三項」に改める。

第四百六十一条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四百六十一条の二　検察官は、略式命令の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、略式手続を理解させるために必要な事項を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げた上、略式手続によることについて異議がないかどうかを確めなければならない。

被疑者は、略式手続によることについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。

第四百六十二条に次の一項を加える。

前項の書面には、前条第二項の書面を添附しなければならない。

第四百六十三条に次の三項を加える。

検察官が、第四百六十一条の二に定める手続をせず、又は前条第二項に違反して略式命令を請求したときも、前項と同様である。

裁判所は、前二項の規定により通常の規定に従い審判をするときは、直ちに検察官にその旨を通知しなければならない。

第一項及び第二項の場合には、第二百七十一条の規定の適用があるものとする。但し、同条第二項に定める期間は、前項の通知があつた日から二箇月とする。

第四百六十三条の次に次の一条を加える。

第四百六十三条の二　前条の場合を除いて、略式命令の請求があつた日から四箇月以内に略式命令が被告人に告知されないときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失う。

前項の場合には、裁判所は、決定で、公訴を棄却しなければならない。略式命令が既に検察官に告知されているときは、略式命令を取り消した上、その決定をしなければならない。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百六十四条及び第四百六十五条第一項中「七日以内」を「十四日以内」に改める。

第四百六十七条中「第三百五十五条乃至第三百五十七条及び第三百五十九条乃至第三百六十五条」を「第三百五十五条乃至第三百五十七条、第三百五十九条、第三百六十条及び第三百六十一条乃至第三百六十五条」に改める。

第四百七十四条但書を次のように改める。

但し、検察官は、軍い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる。

第四百八十二条但書を削る。

第四百九十九条第一項中「官報で」

を「政令で定める方法によつて」に改める。

第五百条第一項中「訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した裁判所に、」を「裁判所の規則の定めるところにより、」に、同条第二項中「十日」を「二十日」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2　この附則で、「新法」とは、この法律による改正後の刑事訴訟法をいい、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法をいう。

3　新法は、特別の定がある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4　前項但書の場合において、旧法によつてした訴訟手続で新法にこれに相当する規定があるものは、新法によつてしたものとみなす。

5　新法施行前に正式裁判の請求をした事件で新法施行後にその取下のあつたものの訴訟費用の負担については、新法施行後も、なお従前の例による。

6　新法施行の際すでに控訴趣意書の差出期間を経過した事件の控訴裁判所における事実の取調については、新法施行後も、なお旧法第三百九十三条第一項但書の規定を適用する。

7　新法施行前すでに略式命令の請求があつた事件の略式手続については、なお従前の例による。正式裁判の請求をすることができる期間についても、同様である。

8　前項前段の事件で、被告人に対し略式命令の謄本の送達がなくて新法施行前すでに略式命令の請求があつた日から二箇月を経過したものについては、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失つたものとする。但し、新法施行前すでに裁判所が旧法第四百六十三条の規定により通常の規定に従い審判をすることとした事件及び新法施行前すでに被告人に対し略式命令の謄本が送達された事件については、この限りでない。

9　第七項前段の事件で、新法施行の際略式命令の請求があつた日からまだ二箇月を経過していないものについては、新法第四百六十三条の二の規定の適用があるものとする。この場合には、前項但書の規定を準用する。

10　新法施行の際まだ略式命令の請求をしていない事件であつても、新法施行の際すでに検察官から被疑者に対し略式命令の請求をすることを告げているものについては、これを告げた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異議がない場合には、新法第四百六十一条の二及び第四百六十二条第二項の規定にかかわらず、略式命令をすることができる。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正

刑事訴訟法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六十条第二項の改正規定を次のように改める。

第六十条第二項但書中「第八十九条第一号又は第三号乃至第五号」を「第八十九条第一号又は第三号、第三号、第四号又は第六号」に改める。

第八十四条第二項の改正規定を次のように改める。

第八十四条第二項を次のように改める。

検察官又は被告人及び弁護人並びにこれらの者以外の請求者は、意見を述べることができる。但し、裁判長は、相当と認めるときは、意見の陳述に代え意見を記載した書面を差し出すべきことを命ずることができる。

第八十九条の改正規定に関する部分を次のように改める。

第八十九条第一号中「無期の懲役」を「無期若しくは短期一年以上の懲役」に改め、同条第五号中「氏名及び住居」を「氏名又は住居」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる充分な理由があるとき。

第百九十八条第二項の改正規定を次のように改める。

第百九十八条第二項中「供述を拒むことができる旨」を「自己の意思に反して供述をする必要がない旨」に改める。

第百九十九条の改正規定に関する部分を次のように改める。

第百九十九条第二項を次のように改める。

裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員（警察官又は警察吏員たる司法警察員については、国家公安委員会、都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会が指定する警部以上の者に限る。以下本条において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二百八条の二の改正規定を次のように改める。

第二百八条の二　裁判官は、刑法第二編第二章乃至第四章又は第八章の罪にあたる事件については、検察官の請求により、前条第二項の規定により延長された期間を更に延長することができる。この期間の延長は、通じて五日を超えることができない。

第二百十九条の二の改正規定に関する部分を削る。

第二百九十一条の二の改正規定中「検察官及び被告人又は弁護人」を「検察官、被告人及び弁護人」に改める。

第三百六十条の二の改正規定中「死刑の判決」を「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する判決」に改める。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔小林錡君登壇〕

○小林錡君　ただいま議題となりました刑事訴訟法の一部を改正する法律案の、委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、本案は重大な案でありまして、その報告の内容は相当広汎にわたりますので、報告書を提出いたしまして、詳細はこれに譲り、その省略した部分は議長の許可を得まして速記録に掲載することといたして、きわめて簡単に御報告申し上げたいと思います。

〔参照〕

刑事訴訟法の改正案は、すでに第十三回国会に提案されましたが、継続審議となり、続いて、第十五回国会におきましても二、三の改正点が追加され、同じく政府から本院に提出せられたのでありますが、衆議院解散のため、今日までその成立を見なかつたことは御承知の通りであります。

今回の改正案は、従前の改正案に若干の改正点が追加されたものでありまして、六十数カ条にわたるものでありますが、その提案理由及び法案の概要を簡単に申し上げたいと存じます。

旧刑事訴訟法に対し、根本的な改正を加えた現行刑事訴訟法は、制定当時の特殊事情から比較的短時日の間に立案実施されました関係上、実施四年半を経過した今日、わが国情にそわないこと等、当初から法律自体に内在していた問題のうち、運用によつては解決することのできない点が、次第に明瞭になるとともに、現行法をもつてしては、その後の社会情勢の変化に適応し得ない問題も現われましたので、現行

法の基本的な性格を維持しつつ、運用上現実に障害のある点をさしあたり除去するのに必要な部分的改正を施そうとするものであります。

次に、本法案の主な改正点を御説明申上げますと、第一は、起訴前の勾留期間であります。現行法では原則としてこれを十日以内とし、やむを得ない場合に限り、最大限十日の延長が認められているのでありますが、本案は、なお、特別の場合に限つて、さらに五日だけ延長しようとし、又起訴後の勾留期間も、現行法では更新が行われても、原則として、三ヶ月に限られているのを、禁錮以上の実刑の宣告があつた後の勾留期間の更新は、裁判所の裁量にゆだねることとするのであります。

第二は、いわゆる権利保釈の除外事由を拡張しようとするものであります。すなわち、現行法で被告人が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当る罪を犯した場合、とあるのに加え、短期一年以上の刑に当る罪を犯した場合まで、これを拡張するとともに、被告人が多衆共同して罪を犯した場合、及びいわゆる御礼まわりなどによつて、被害者等に脅迫がましい態度をとる危険が多分にある場合にも、権利保釈を許さないこととするのであります。

第三は、勾留理由の開示に関するものでありまして、現行規定の開示における関係人の意見の陳述は口頭によりできることとなつているのを書面によつてのみ行うことができることとしようとするものであります。

第四は、犯罪の捜査に関する検察官と司法警察職員との関係に関するものであります。

第五は、簡易公判手続を新たに設けようとするものでありまして、いわゆる重罪事件を除くその他の軽微な事件について、被告人が有罪の陳述のあつた訴因に限り、関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、簡易な手続によつて審理を行い、その促進を図るとともに、よつて生ずる余力を他の複雑困難な事件に振り向け、もつて、刑事裁判全体の迅速化と適正化を図ろうとするものであります。

第六は、控訴審における事実の取調の範囲を拡張したこと、すなわち、第一審判決後の被害の弁償その他の情状に関する事実については、控訴審においてもこれを考慮することができることとするとともに、第一審の当時から存在しながらやむを得ない事由によつて、公判審理の過程において、法廷に顕出されなかつた事実も、控訴趣意書に記載することができることとした点であります。

第七は、いわゆる供述拒否権告知の規定の改正でありまして、現行法ではこれは二点についてであります。

その一つは、検察官のいわゆる一般的指示権を定めた第百九十三条でありまして、本条は、解釈上明確を欠くので、これを今回明確にしようとするものであり、その二は、第百九十九条の逮捕状に関するものであります。

最近、司法警察職員による逮捕状の濫用に対する非難があるのにかんがみ、この弊害を除くため、司法警察職員が逮捕状を請求するには、原則として、検察官の同意を得なければならないこととしようとするものであります。

第五は、簡易公判手続を新たに設けようとするものでありまして、いわゆる重罪事件を除くその他の軽微な事件について、被告人が有罪の陳述のあつた訴因に限り、関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、簡易な手続によつて審理を行い、その促進を図るとともに、よつて生ずる余力を他の複雑困難な事件に振り向け、もつて、刑事裁判全体の迅速化と適正化を図ろうとするものであります。

第六は、控訴審における事実の取調の範囲を拡張したこと、すなわち、第一審判決後の被害の弁償その他の情状に関する事実については、控訴審においてもこれを考慮することができることとするとともに、第一審の当時から存在しながらやむを得ない事由によつて、公判審理の過程において、法廷に顕出されなかつた事実も、控訴趣意書に記載することができることとした点であります。

第七は、いわゆる供述拒否権告知の規定の改正でありまして、現行法では捜査機関が取調をするに際し、被疑者に対し、あらかじめ、「供述を拒むことができる旨」を告げなければならないとありますのを、「自己に不利益な供述を強要されることがない旨」を告げなければならないと改めようとするもの等であります。

さて、法務委員会におきましては、刑事訴訟法は刑事手続の基本法であり、憲法の保障する国民の自由、人権に直接極めて重大な影響を与えるものであることにかんがみまして、本改正案の審議にあたつては、慎重の上にも慎重を期したのでありまして、去る七月七日政府より提案理由の説明を聞き、審議を重ねること十四回、各委員より終始熱心なる質疑が行われ、その間七月十六日、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、学者、評論家等十数名の参考人から意見を求め、七月二十二日には地方行政委員会との連合審査を行つたのであります。

質疑の詳細については速記録に譲りたいと思いますが、主なものを申し上げますと、第一に、最も論議の集中されました検察官と司法警察職員との関係についての規定の一つであります第百九十三条の、検察官の一般的指示権の規定の改正につきまして、「捜査を適正にし」という一句を加えることによつて、検察官は、個々の事件に介入して、一々指示するようなことになると思うが、政府の所見如何との質疑に対し、政府から、個々の事件の指揮は旧刑事訴訟法への逆行である。検察官は決して個々の事件を目的として指示するのではなく、公訴の遂行を全うするため必要な事項に関し、一般的な指示をするのであることは改正前と同様である。また、この準則は、警察側と緊密な連絡をとつた上定めるようにしたい旨の答弁がありました。

第二に、逮捕状濫用防止の第百九十九条の改正規定も、右と同様、論議華かなものがありまして、司法警察員の逮捕状請求に際し、検事の同意を要することとした理由、及び一般的に同意を与える事件の範囲如何、逮捕状発付の責任は裁判官にもたせるべきではないか等の質疑に対しまして、政府から、現在、殊に、警察職員による逮捕状濫用の非難が高いのに鑑み、公訴官であり、かつ、比較的法律上の素養の高い検察官をして、逮捕の適否を判断せしめ、この検事の判断を逮捕状発付の権限を有する裁判官に反映させることが最もよいと思うからである、現行法上裁判官は、逮捕状の請求があつた場合、これが適法か否かの形式的判断はできるが、相当性ないし必要性に関する判断はできないというのが、学説上の多数説であり、また個々の事件について、裁判官がその逮捕の必要性について判断することは、困難な実情にあるとの答弁がありました。

第三に、勾留期間五日の延長は、人権を侵害する悪改正で、その必要が認められない、現行法通りで充分ではないか、との質問に対しまして、集団暴行事件、被害者多数の詐欺事件、偽造事件等においては、現在の二十日の期間をもつてしては、取調ができない実情にあるので、このような場合の必要と、人権保障との二つの要請との調和を考慮して、さらに五日間延長することにしたい旨の答弁がありました。

第四に、権利保釈の除外事由として短期一年以上の罪を犯した場合を加えた理由如何。多衆共同して罪を犯した場合とはどのような場合か、現行規定で十分ではないか等の質疑に対し、政府から、現行法では、強姦、営利誘拐、人身売買、強盗等の場合でも保釈を許さなければならないという不都合を生ずることがあるので、これに対処するためであり、多衆共同の場合とは、騒擾罪、内乱罪、集団強盗等の集団犯罪の事件であつて、多衆というのは数十名群つてやつた場合で、このような場合は、通謀ないし証拠いん滅の蓋然性が通常多いのであるが、個々人について証拠いん滅のおそれを証明することが困難であるため、現行法をもつてしては、まかないきれない、またこの多衆の場合は権利保釈から除外されても、個々の場合を見て裁量保釈を許すことはできる等の答弁がありました。

第五は、現行勾留理由の開示手続を改正し、書面をもつて意見の陳述をさせることは違憲ではないか、憲法の趣旨及び人権尊重という意味で、少くとも本人には口頭の陳述を許すべきではないか等の質疑に対し、憲法第三十四条は、勾留理由の開示は本人及び弁護人の出席する公開の法廷で行うべきことを要請しているにすぎず、関係人が意見を述べることは憲法上の権利ではない。従つて、書面をもつて意見を述べさせることにても違憲ではないが、裁判所の「規則」をもつて、裁判所が必要と認めるときは、口頭で意見の陳述を許すことができる旨を定めるつもりであるとの答弁がありました。

第六に、簡易公判手続を一般に法律的知識の低い現在のわが国において実施することは、果して妥当だろうか、

無辜の者が罪を問われ或は事実誤認の結果を来すおそれはないかとの質問に対しては、この手続は英米法のアレインメントとは異り、有罪の答弁があつても、なお、従来通り補強証拠が必要であり、しかも、いわゆる重罪以外の比較的軽い罪の事件にのみ当事者の意見をきいて行うものであつて、何時でもこの手続を取消し、通常の手続に移すことができることになつているので、その心配はないと思う旨の答弁があつたのであります。

第七に、被疑者はその弱い地位に鑑みまして、被告人に比し一層強い黙否権を保障さるべきであるのに、本改正案は、被疑者の供述拒否権を制限することになると思うが如何との質疑に対しまして、政府の答弁は、現行法の下では、氏名、住居、年齢等の供述すら拒否する風潮を生じ、現行法の規定の表現が適当でないから、これを憲法の保障する文言通りに改めようとするものであり、従つて、告知内容が変るだけで、従来通り被疑者の地位に変化はないというのでありました。

第八に、令状による緊急差押処分ともいうべき新設第二百十九条の二は、運用上大きな危険を孕んでいると見るべきで、改正案によれば、令状に記載された以外の場所に差押物件があることが明かとなつた場合「その場所を看守する」とありますが、実際は場所の看守に藉口して、屋内に入るばかりでなく、そこに坐り込むこと等が行われると思う。また、目的物所在の場所が明かであるとの認定は、捜査官の主観に委ねられる危険があるではないかとの質問に対し、看守とは、そのまわりを看視し、物の移動を防ぎ、人の出入を禁ずる趣旨であるとの答弁がありました。その他、第二百九十一条の二の簡易公判手続による審判をする旨の決定をするに際しまして、裁判所は、検察官の意見は必ず聴くことになつておりますが、被告人及び弁護人については、そのいずれか一方の意見を聴けば足るように表現されていることの不当、また、慎重を期するため死刑の判決に対する上訴は放棄することができないこととされたが、無期の懲役禁錮もまた同様に考えるべきではないか等の質疑があつたのであります。

本委員会の審議は七月初めに始められまして、爾来会を重ねること実に十四回、この間委員諸君の終始熱心なる質疑の結果明らかにされましたところによりまして、小会派を除く各派共同提案として修正案が提出せられたのであります。

すなわち、その内容は、第一、勾留理由開示の現行法第八十四条に但書をつけまして、裁判長は、相当と認めるときは、意見の陳述は書面をもつてなすべきことを命ずることができるものとし、第二、権利保釈の制限に関する第八十九条第四号「多衆共同して罪を犯したものであるとき」を削除し、これに基く第六十条の条文整理をいたしました。第三には、いわゆる黙否権の第百九十八条第二項中「自己に不利益な供述を強要されることがない旨」を「自己の意思に反して供述する必要がない旨」と改め、第四に、警察職員が逮捕状請求に検事の同意を要することとする第百九十九条の新設規定を削除し、第二項に、「裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、前項の逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。」また、逮捕状の請求をする司法警察員については公安委員会が指定する警部以上の者に限ることの規定を新たに設け、第五、第二百八条の二の五日間の勾留期間の延長は、内乱、外患、国交、暴擾の罪の場合に限るものとし、第六、第二百十九条の二の看守の規定を全面的に削除し、第七、第二百九十一条の二の「検察官及び被告人又は弁護人」を「検察官、被告人及び弁護人」とし、第八、上訴権放棄の第三百六十条の二、「死刑」のほか「無期の懲役若しくは禁錮」を加えることであります。本修正案につきましては、提出者より趣旨弁明を聴取した後、小会派から質疑がありました。

かくて、原案及び修正案を一括して討論に付しましたところ、自由党、改進党、社会党両派並びに鳩山自由党の各党よりそれぞれ賛成、小会派より反対の意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて刑事訴訟法の一部を改正する法律案は修正決議せられた次第でございます。

なお、この際、多数をもつて本案に対し附帯決議を付することにいたしました。その内容は

検察官の定める一般的指示を行う場合には検察と警察とがあらかじめ、緊密に連絡し相互に協力することを政府は確前とせられたい。

右の一般的指示により個々の事件の捜査を直接指揮しないよう留意されたい。

右決議する

というのでございます。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（堤康次郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

---

第二　青年学級振興法案（内閣提出）

○議長（堤康次郎君）　日程第二、青年学級振興法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文部委員会理事原田憲君。

---

青年学級振興法案

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　青年学級の開設及び運営（第五条―第十七条）
第三章　国の補助（第十八条―第二十三条）
第四章　雑則（第二十四条）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、勤労青年教育がわが国の産業の振興に寄与し、且つ、民主的で文化的な国家を建設するための基盤をなすものであることにかんがみ、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、青年学級の開設及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国家及び社会の有為な形成者の育成に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「青年学級」とは、勤労に従事し、又は従事しようとする青年（以下「勤労青年」という。）に対し、実際生活に必要な職業又は家事に関する知識及び技能を習得させ、並びにその一般的教養を向上させることを目的として、この法律の定めるところにより市（特別区を含む。以下同じ。）町村が開設する事業をいう。

（青年学級の基本方針）

第三条　青年学級は、勤労青年の自主性を尊重し、且つ、勤労青年の生活の実態及び地方の実情に即応して、開設し、及び運営しなければならない。

（青年学級による教育を受ける機会の供与）

第四条　青年学級による教育を受けようとする勤労青年に対しては、できる限り、その機会が与えられなければならない。

第二章　青年学級の開設及び運営

（開設及び実施機関）

第五条　青年学級は、市町村が開設する。

2　市町村の教育委員会は、青年学級の開設を決定するには、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。この場合においては、その議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）第六十一条の規定の適用があるものとする。

3　青年学級の実施機関（以上「実施

機関」という。）は、原則として、市町村の設置する公民館又は学校（大学を除く。）とする。

（開設の申請）

第六条　同一市町村の区域内に住所を有する十五人以上の勤労青年は、当該市町村の教育委員会に対し、青年学級の開設を申請することができる。

2　前項の申請をする場合には、左に掲げる事項を記載し、且つ、申請者全員が署名した申請書を提出しなければならない。

一　開設期日
二　開設期間
三　開設場所
四　学習内容
五　学習時間数
六　申請者の氏名及び住所
七　代表者の氏名

3　前二項に定めるもののほか、青年学級の開設の申請に関し必要な事項は、市町村の教育委員会規則で定める。

第七条　市町村の教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、その申請に係る青年学級を開設するか又は開設しないかを決定し、その旨を代表者に通知しなければならない。この場合において、青年学級の開設を決定するについては、あらかじめ、市町村長と連絡し、当該市町村の財政事情を考慮するものとする。

（開設の公示）

第八条　市町村の教育委員会は、青年学級の開設を決定したときは、左の各号に掲げる事項を公示しなければならない。

一　名称
二　実施機関
三　開設期日
四　開設期間
五　開設場所
六　学習内容
七　学習時間数
八　学級生の募集に関する事項
九　その他必要な事項

2　第六条の規定による申請に係る青年学級については、前項各号に掲げるもののほか、代表者の氏名をも公示しなければならない。

（青年学級主事）

第九条　実施機関に青年学級主事を置く。

2　青年学級主事は、市町村の教育委員会の事務局又は市町村の教育委員会の所管に属する教育機関の職員のうちから、これを命ずる。

3　青年学級主事は、上司の命を受けて、青年学級に関する事務をつかさどり、学級生の指導に当る。

（青年学級講師、青年学級講師補佐）

第十条　実施機関に青年学級講師を置く。

2　実施機関に青年学級講師補佐を置くことができる。

3　青年学級講師は、学級生の教育をつかさどる。

4　青年学級講師補佐は、青年学級講師の職務を助ける。

（禁止行為）

第十一条　実施機関は、青年学級において、左の各号に掲げる行為を行つてはならない。

一　もつぱら営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業を援助すること。
二　特定の政党その他の政治的団体の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持し若しくはこれに反対すること。
三　特定の宗教を支持し、又はこれに反対すること。

（指導、助言）

第十二条　文部大臣及び都道府県の教育委員会は、青年学級の開設及び運営に関し、市町村の教育委員会に対し、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。

（廃止）

第十三条　市町村の教育委員会は、学級生の著しい減少その他の事情により青年学級の継続を困難と認めた場合に限り、これを廃止することができる。

2　市町村の教育委員会は、青年学級を廃止したときは、その旨を公示しなければならない。

（報告）

第十四条　市町村の教育委員会は、青年学級を開設し、若しくは廃止したとき、又は青年学級が開設期間の満了により終了したときは、その旨を都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2　前項の報告に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

第十五条　都道府県の教育委員会は、文部大臣に対し、その求めに応じて、当該都道府県の区域内の市町村の開設する青年学級の開設、廃止又は終了に関し、報告しなければならない。

（禁止行為の停止命令等）

第十六条　実施機関が第十一条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の教育委員会は、当該実施機関に対し、当該行為の停止又は禁止を命ずることができる。

2　前項の場合においては、都道府県の教育委員会は、市町村の教育委員会に対し、当該行為の停止又は禁止を命ずべき旨を勧告することができる。

（罰則）

第十七条　前条第一項の規定による命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁こ又は三万円以下の罰金に処する。

## 第三章　国の補助

（国庫補助）

第十八条　国は、左の各号に掲げる要件をそなえる青年学級を開設する市町村に対し、予算の範囲内で、その運営に要する経費の三分の一以内を補助する。

一　学級生が三十人以上であること。
二　開設期間が一年以上であること。
三　学習時間数が年間百時間以上であること。
四　学習が継続的に行われること。但し、当該地方の実情によりその継続が困難であると認められる期間については、この限りでない。
五　次条各号の一に規定する資格を有する青年学級主事が担当すること。
六　第二十条第一項各号の一に規定する資格を有する青年学級講師三人以上が担当すること。但し、青年学級講師三人のうち一人は、同条第二項各号の一に規定する資格を有する青年学級講師補佐をもつて足りる。

第十九条　前条第五号の青年学級主事の資格は、左に掲げるものとする。

一　大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得したこと。
二　教育職員の普通免許状又は仮免許状を有すること。
三　社会教育主事、司書又は学芸員となる資格を有すること。
四　公民館、図書館又は博物館の長の職にあり、又はあつたこと。
五　教育委員会の事務局若しくは教育委員会の所管に属する教育機関の事務職員若しくは技術職員の職（教育委員会設置前のこれらの職に相当するものを含む。）又は官公署における文部大臣の指定する職の一又は二以上にあつて、その年数が通算して三年以上であること。
六　教育委員会の委員、社会教育委員、公民館運営審議会の委員、図書館協議会の委員又は博物館協議会の委員の職にあつたこと。
七　次条第二項各号の一に規定する資格を得た後、第五号に掲げる職又は青年学級講師若しくは青年学級講師補佐の職の一又は二以上にあつて、その年数が通算して五年以上であること。

第二十条　第十八条第六号の青年学

級講師の資格は、左に掲げるものとする。

一　前条各号の一に該当すること。

二　前条第六号に掲げる職にあること。

三　三年以上社会教育関係団体における文部大臣の指定する職にあつたこと。

四　青年学級講師となるのに十分な学識経験を有する者である旨の都道府県の教育委員会の認定を受けたこと。

2　第十八条第六号の青年学級講師補佐の資格は、左に掲げるものとする。

一　高等学校を卒業したこと。

二　一年以上前条第五号に掲げる職にあつたこと。

三　第十八条各号に掲げる要件をそなえた青年学級において三百時間以上学習し、且つ、二十才以上であること。

（都道府県の補助についての報告）

第二十一条　都道府県が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の規定により青年学級の開設及び運営に要する経費を補助する場合においては、文部大臣は、政令で定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

（補助金の返還）

第二十二条　国は、国庫から補助金の交付を受けた市町村が左の各号の一に該当するに至つたときは、当該年度におけるその後の補助金の全部又は一部の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の補助の全部又は一部を返還させることができる。

一　この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

二　補助金交付の条件に違反したとき。

三　虚偽の方法により補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

2　当該国の補助に係る青年学級が第十八条各号に規定する要件を欠くに至つたとき、又は第十三条第一項の規定により廃止されたときにおいて、当該青年学級に係る補助金についても、また前項と同様とする。

（政令への委任）

第二十三条　この章に定めるものを除くほか、国が補助する場合の経費の範囲、補助金交付の手続その他国の補助に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（青年学級類似事業）

第二十四条　青年学級に類する事業は、何人もこれを開設することができる。

2　文部大臣及び教育委員会は、前項の事業の開設及び運営に関し、その求めに応じて、指導又は助言を与えることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律施行の際、現に市町村の行う事業で青年学級に類するものは、昭和二十九年三月三十一日までは、この法律により開設された青年学級とみなす。

3　市町村の教育委員会は、前項の青年学級に関し、この法律施行の日から二月以内に、第八条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項その他必要な事項を公示するとともに、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

（昭和二十八年度における特例）

4　第十八条第二号及び第三号に規定する開設期間及び学習時間数は、昭和二十八年度においては、これらの規定にかかわらず、政令の定めるところによる。

（青年学級主事等の資格に関する特例）

5　第十九条の規定の適用については、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）若しくは旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校を卒業し若しくは修了した者又は文部省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者とみなす。

6　第二十条第二項の規定の適用については、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令若しくは旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科若しくは青年学校本科を卒業し若しくは修了した者又は文部省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、高等学校を卒業した者とみなす。

（社会教育法の一部改正）

7　社会教育法の一部を次のように改正する。

第五条中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを順次一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　青年学級の開設及び運営に関すること。

第六条中「第三号」の下に「及び第五号」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　青年学級の奨励に関すること。

第二十二条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　青年学級を実施すること。

第四十条中「都道府県の教育委員会」を「市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合においては、都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館につき、市町村の教育委員会に対し、その事業又は行為の停止を命ずべき旨を勧告することができる。

第四十一条中「前条」を「前条第一項」に、「違反し」を「違反する行為をし」に改める。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（青年学級）

第四十七条の二　学校（大学を除く。以下本条において同じ。）の管理機関は、その管理に属する学校に対し、その教員組織及び学校の施設の状況に応じ、学校施設の利用による青年学級の実施を求めることができる。

（地方税法の一部改正）

8　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「第二十一条の公民館、」の下に「青年学級振興法（昭和二十八年法律第　号）第二条の青年学級（以下「青年学級」という。）を開設する者、」を、「公民館が行う社会教育」の下に「青年学級」を加える。

第百十四条の二第一項中「の行事」を「又は青年学級の行事」に、「又は生徒」を「、生徒又は学級生」に改める。

---

青年学級振興法案（内閣提出）に関する報告書

（最終号の附録に掲載）

---

〔原田憲君登壇〕

**○原田憲君**　ただいま議題となりました青年学級振興法案について、委員会

における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、提案理由を簡単に御報告申し上げます。わが国の勤労青年の実態は、義務教育の課程を修了した満二十五才までの青年のうち、高等学校及び大学に在学している者は約一七%、殘余の八三%は教育を受ける機会に恵まれず、勤労青年層が自主的に開設、運営して来た共同学習組織がいわゆる青年学級でありまして、現在その学級数は約一万一千学級、受講生数約百万人の多きに及んでおるのであります。今日、これらの青年学級の共通の悩みは、地方財政の貧困等に基因する経費及び指導者の不足により運営上の困難に直面していることでありまして、これに対し法的根拠を与え、国庫補助の道を開き、助成振興の措置を講じようとしたのが立案趣旨でございます。

次に、本案のおもなる内容を簡単に申し上げます。第一に、本案は、勤労青年に対し、実際生活に必要な職業または家事に関する知識、技能を修得させるとともに、一般的教養の向上をはかることを目的として市町村が開設する事業であること、第二に、原則として市町村の設立する公民館または学校の事業として実施するものであること、第三に、勤労青年の自主性を尊重し、かつ生活の実態、地方の実情に即応して開設、運営しなければならないこと、第四に、実施機関に、主事、講師及び講師補佐を置くことができることを明らかにいたしまして、それらの職務を規定いたしておること、第五に、国庫補助について、国は一定要件を備える青年学級を開設する市町村に対し、予算の範囲内で、運営に要する経費の三分の一以内を補助すること等であります。

さて、本案は、六月二十九日本委員会に付託となりまして以来、慎重に審査を行い、青年学級における教育の中立性、勤労青年の自主性尊重の内容等について熱心なる質疑応答が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、七月二十五日、社会党前田榮之助君より、本法案中より罰則規定を削除し、自主性尊重のための青年学級運営委員会を設けようとする旨の修正案が提出されました。次いで、修正案に対する質疑を行い、質疑終了後、本案並びに修正案に対する討論に入り、自由党、改進党、自由党よりそれぞれ原案賛成、日本社会党より修正案に賛成、修正案を含まざる原案に反対、日本社会党、小会派クラブよりそれぞれ原案並びに修正案に反対の討論がなされ、次いで修正案について採決いたしました結果、起立少数をもつて否決となり、引続き本案について採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　討論の通告があります。順次これを許します。野原覺君。

〔野原覺君登壇〕

○野原覺君　私は、ただいま議題となつております青年学級振興法案の委員長報告につきまして、日本社会党を代表いたしまして反対し、日本社会党右派の修正案に対しましても反対の討論を展開せんとするものでございます。

御承知のように、青年学級というのは、敗戦直後の虚脱混乱の中より立ち上りました東北地方のまじめな青年諸君の手でつくられた小さな学習グループから発展いたしたものであります。すなわち、青年学級は、地方の青年たちが自己の向学心を燃やして各町村に自主的につくり上げた社会教育の場でございまして、それぞれの地域の実情に即した学習をする機関でございます。申すまでもありませんが、日本の将来は働きつつ学ぼうとするまじめな青年諸君の双肩にかかるのでございますから、これらの青年諸君に教育の機会を与えねばならぬという法案の趣旨はもとより当然のことでございますけれども、はたして、ただいま委員長より報告せられました法案によつて、真に勤労青年の教育の正しい意味の振興が可能であるかは、大いに疑いなきを得ないのであります。以下、私は、その具体的箇所と、しかるべきゆえんを指摘いたしまして、反対の理由を明確にいたしたいと思うのであります。

まずその第一は、法案第三条の基本方針には「勤労青年の自主性を尊重し」とうたつているのでございますが、それは第十三条による財政的援助を理由として地方教育委員会が開設の許可権、廃止権を持ち、地方自治体が議会の議決を条件として開設権を持つように規定づけていますために、青年学級の研究サークルとしての自主性は根本から踏みにじられているのでございます。しかも、地方議会が外部から拘束力を加えることによつて、地方権力の青年運動に対する統制を来し、あるいは一部のボス等による不当な介入、弾圧の危険性をはらむことは否定できないのであります。（拍手）かくして、発生当初の青年学級の自発的精神の芽はつみとられ、自主的研究の意欲を喪失する結果を来すことになるのであります。これ私が反対する第一の理由であります。（拍手）

しかし、国庫が補助金を出す条件として、第十八条には六つの項目にわたつて規定しているのであります。このことは、実質的には自主的な小さな研究サークルの開催ないしはそれに対する国庫補助を不可能ならしめ、さらに、第二十二条のごとき補助金の返還規定を設けることによつて、その内容及び運営自体にも大きな制約を加えているのであります。これ反対の第二でございます。

申すまでもありませんが、社会教育としての青年学級は、青年の自主的意思の決定に基いて、青年みずからによつて行わるべきであつて、外部からの拘束を加えるべきではありません。しかるに、法案によりますと、青年学級を法制化し、財政的援助を与える代償として、これが組織、教科の内容、講師の選定、指導などを法的に束縛しようとする意図が明らかであります。このことは、今日の逆コースの一路をたどる客観情勢の上に立つて見ますとき、青年を軍国主義的、官制的利用の具に供する危険性が多分にあるのであります。（拍手）これ反対の第三点でございます。

次に、この法案による青年学級の法制化は、全国一千三百万に及ぶ働きつつ学ぶ青年に対する教育の本質的、根本的な解決には何らなつていないということであります。すなわち、勤労青年の教育というものは、学校教育と社会教育との両面から総合的に検討されなければなりません。しかるに、この法案は、単に社会教育のわく内にのみ固定いたしまして、不完全な、貧困な施策をことさらに体系づけようとするものであります。たとえば、予算について申し上げますが、年額総計七千二百万円を計上いたしておるのでございますが、これは、今日青年学級に参加している百万人の生徒に対し、一人年間、驚くなかれ、わずかに七十円にしか当らぬのでございます。政府は、このような、すずめの涙ほどの零細な金で、日本の勤労青年全体に対して思想統制のひもをつけようという悪質きわまる考え方の上に立つた法律であります。これ私が反対する第四の理由であります。

最後に、もつと大きな問題があります。それは、青年学級の法制化によつて、本来自主的なるべき青年団運動の上に強大な圧力と拘束を加え、その自由な発展が阻害されるということであります。ここで、私どもは過去の歴史を振り返つて見たいと思うのであります。御承知のように、明治のころの自主的夜学会が実業補習学校に発展し、それが青年訓練所を合併して青年学校となり、かくして青年団は官製的御用団体と化したことは、歴史がこれを証明しているのであります。（拍手）吉田内閣は、口を開けば、教育は大事だと言うのであります。しかしながら、今日までの吉田内閣の政治は、教育を道具に使うことは知つておりましても、教育に奉仕することを知らないのであります。だから、教育は大事だと口で言いながら、名ばかりの独立を得たとたん

に、政治の分野から、皆さん御承知のように、六・二制復活論が飛び出したのであります。教育勅語が今日大達文部大臣によつて礼讃されておるのであります。政府の文教政策に批判的な、進歩的な教職員の手足を頭から縛るために、義務教育学校職員法案を前国会に出して、世の識者から非難されるの愚を繰返してみたりするのであります。（拍手）

私は、以上申し上げました五つの点から、この法案に反対いたすものであります。

なお、日本社会党右派の修正案についてでございますが、この修正案が官製的御用法案を修正しようとする熱意はうかがえるのでありますけれども、しかしながら、この程度の修正では、以上申し上げました根本的欠陥の是正はできないと思われますので、遺憾ながら賛意を表しかねるのであります。

以上をもつて私の討論を終ります。（拍手）

**○議長（堤康次郎君）**　前田榮之助君。

**○前田榮之助君**（前田榮之助君登壇）　ただいま議題となりました青年学級振興法案に対し、私は、日本社会党を代表し、遺憾ながら反対の意を表するものであります。

青年学級振興は、わが党の強くその必要性を認めるところでありますが、本法案は、わずかばかりの国の補助を支出することによつて、現在各地において自発的に開設され、実施されているところの青年学級を、文部省の官僚的統制によつて縛つてしまうおそれがあり、また罰則の規定によつて、青年教育を萎靡沈滞せしめるおそれもあるので、最小限度の修正を加えてこれらの欠陥を是正し、もつて青年学級振興に勤労青年のはつらつたる意向を反映せしめんといたしまして、文部委員会において努力し、修正案を提出いたしたのであります。

すなわち、本法案第三条において、「勤労青年の自主性を尊重し、かつ、勤労青年の生活の実態及び地方の実情に即応して、開設し、及び運営しなければならない。」と規定いたしたから、第二章の青年学級開設及び運営の条項に何ら運営の規定の見るべきもののなきは、羊頭を掲げて狗肉を売るに類するもので、政府は、本法実施にあたつても、全国青年学級数一万一千に対して、予算額七千二百万円の僅少をもつてし、一学級年間約六万ないし八万を要する実情において、約一割の僅少なる補助金にすぎない冷淡な取扱いをなしておるごときは、われらの容認せざるところであります。（拍手）政府は、本法において、青年学級に関する規定をつくり、青年教育のことを書いてあるが、教育を受ける青年たちから種々なる注文を出して来ておるのに、それに耳をかそうとせず、政府の一方的かつ机上の考え方をもつてでつち上げたのがこの法案であります。

そも〳〵戦後青年の教育は、政府において何ら見るべき施策を行わなかつた間において、自然発生的に、各地において、その地域社会の実情に即して行われて来ているのであります。親はばかでも子は育つという世の中のたとえのように、吉田政府は無為無能でも、青年たちは育つて来ておるのであります。そして、各市町村において勤労青年が自発的に集まつて、学習的講座を持ち、講習会を開き、実習を行い、中には、青年が村の推進力となつて、新しい村づくりをしておるところもあるのであります。（拍手）しかるに、本法案は、現に全国津々浦々にある勤労青年を中心として行つている自発的な教育を、文部省があとから出て来て官僚的統制を行おうとするものであるとして、青年たちから非難されているのであります。

よつて、わが党が原案に強く反対するおもな点は、第一に、本法案第三条に、青年学級は勤労青年の自主性を尊重して開設、運営しなければならないと規定してあるにもかかわらず、第二章の「青年学級の開設及び運営」の箇所においては、どこを見ても、勤労青年の自主的運営の条項がありません。青年教育において最も大切なことは、地域社会各層の意向を十分反映させ、ことに青年層の熱意に基く運営を行つて生徒に魅力を持たせることであります。（拍手）現に、各地において行われている青年学級は、多く青年の代表を含む運営委員会によつて運営されており、また文部省の事務当局の研究によつても、かかる仕組みがよろしいとの結論が出ておるのにかかわらず、青年代表を加えた運営委員会の明文を規定せずにおくことは、了解に苦しむところであります。

今、日本の青年組織団体である日本青年協議会において最も心配している点は、天くだり的官僚統制になり、青年の自主的意向が無視され、保安隊の温床になるのではないかということであります。このことは、吉田政府において日米安全保障条約締結後とつて来たところの自衛力漸増の方針によつて、警察予備隊が保安隊となり、保安隊がやがて防衛隊となり、さらに一歩進めて太平洋防衛圏の一員となつて行く傾向にあるのにかんがみ、再軍備に対して最も鋭敏な感覚を持つている青年層にとつては、自分たちのつくつた青年学級も今度政府のつくる統制のわく内にはめられ、やがてまた大東亜戦争中の青年学校のごとく変転され、保安隊の予備軍的存在にかわつて行きやしないかとおそれるのは無理からぬところであります。（拍手）なおまた、おそれることは、過般来行われた教育の根本問題に関する文部委員会の[illegible]において現われたところの大達文部大臣の保守的、官僚的な物の考え方であります。ことに、文相の四大方針の一つである愛国心を養う基となる道義の高揚について道徳教育を強調する際、すでに昭和二十三年第二国会において院議をもつて廃止されておるところの教育勅語の底に流れている思想をもつて、現代の民主主義下の道徳教育にも当てはまると所じておることき、追放のギャップが露骨に現われておる時代錯誤的考え方であるだけに、ひとり青年だけでなく、われ〳〵もまた、青年学級の運営を誤るならば、とんでもない方向に行くのではないかと心配しておるものであります。従つて、わが党は、青年学級の運営を文部省の指導にまかせ、その指導によつて事実上の運営を行うがごときあやふやな制度とせずに、運営委員会の制度を法律に明記して、もつて青年の危惧を一掃せんと欲して修正案を提出したのであります。

すなわち、法案第九条のところに一条入れて、当該実施機関に青年学級運営委員会を置かなければならないとし、その委員の組織には学生代表等青年代表を参加せしめ、自主的運営につき法律によつて保障を与え、これによつて、現在まち〳〵である青年学級の運営について一定の基準を与えると同時に、青年の抱いておる不安、すなわち天くだり官僚統制の弊に陥ることのなきよういたさんとしたのであります。

次に、わが党が反対し修正せんとした点は、官僚的統制を押しつけんとする罰則規定であります。法案第十七条には、第十一条の規定に違反した場合は一年以下の懲役もしくは禁錮または三万円以下の罰金に処することが規定されています。これは、おそらく、社会教育法第二十三条、第四十条、同第四十一条の規定を何の気なしに持つて来たのであるが、この罰則は有害無益の規定であり、青年学級の事業を萎縮せしめる悪い効果があるだけであります。

そも〳〵、青年学級振興法は、その名の示すごとく、振興法であり、奨励法であります。奨励法に罰則があることは条理にも合わないのみならず、場合によつては、これが悪用される危険すらあるのであります。すなわち、昨今のごとく再軍備等が問題になつておる際、教師は青年学級において違法の規定に従い再軍備が禁止されておるゆえんを教えることは当然であるが、各政党の政策として論争される際に、これに関連してその可否等を教えることは、教育の中立性とも関連して、本法違反の有無は主観と認定のために明瞭を欠くものであります。その証拠には、一両日来の文部委員会の文部大臣の答弁を聞いても、すこぶるあいま

いでありましたが、いわんや、町村教育委員会等において、青年学級の講師が再軍備不可の教育を実施する場合において、どこまで適法で、どこまで行けば不適法の断定困難なことは言うまでもないのであります。大達文相は、政談演説になつてはいけないと申すのでありますが、政談演説と、しからざる講演との差異は、いかなるものさしをもつて決定するか、実に、一例を軍備問題にとつても、まことにあいまいであります。そのあいまいな規定によつて一年以下の懲役に処する等のごとき罰則は、はれものに触るようなもので、政治教育を施すことに消極的となるおそれもあると言わねばなりません。（拍手）このことは、ひいては政治以外の問題についても当然同様な結果を来すもので、去勢された青年と現状維持の保守勢力の温存には役立つかもしれないが、心ある青年の反対することは当然であります。（拍手）

わが党は、真に青年の心理を理解し、青年の自発的向学心を助長し、もつてわが国産業の振興に寄与し、かつ民主的文化国家を建設するために貢献し得る勤労青年をつくり、かつて誤れる指導者が未来ある青年を戦場に送り、あたら有為な国民を国家の犠牲たらしめたるごときあやまちを再び繰返さざらんことを念願し、自主的運営の実を明らかにせず、罰則をもつて青年及び青年指導者を威圧するがごとき非民主的本法案の原案に、残念ながら断固反対するものであることを表明する次第であります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（堤康次郎君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

---

第三　武器等製造法案（内閣提出）

第四　木材防腐特別措置法案（首藤新八君外四十名提出）

○議長（堤康次郎君）　日程第三、武器等製造法案、日程第四、木材防腐特別措置法案、右両案を一括して議題といたします。通商産業委員会理事小平久雄君。

---

武器等製造法案

武器等製造法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　武器（第三条―第十六条）

第三章　猟銃等（第十七条―第二十条）

第四章　雑則（第二十一条―第三十条）

第五章　罰則（第三十一条―第三十五条）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、武器の製造の事業の事業活動を調整することによつて、国民経済の健全な運行に寄与するとともに、武器及び猟銃等の製造、販売その他の取扱を規制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

一　銃砲（産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するものを除く。以下同じ。）

二　銃砲弾（銃砲用のものをいい、発光又は発煙のために使用されるものを含む。以下同じ。）

三　爆発物（破壊、燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用され、且つ、信管により作用する物であつて、産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するもの以外のものをいい、銃砲弾を除く。以下同じ。）

四　爆発物を投下し、又は発射する機械器具であつて、政令で定めるもの

五　前各号に掲げる物に類する機械器具であつて、政令で定めるもの

六　もつぱら前各号に掲げる物に使用される部品であつて、政令で定めるもの

2　この法律において「猟銃等」とは、左に掲げる物をいう。

一　猟銃

二　捕鯨砲

三　もり銃

四　と殺銃

第二章　武器

（製造の許可）

第三条　武器の製造（改造及び修理を含む。以下同じ。）の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする武器の種類を定めて、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第四条　武器の製造は、前条の許可を受けた者（以下「武器製造事業者」という。）でなければ、行つてはならない。但し、試験的に製造をする場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

（許可の基準）

第五条　通商産業大臣は、第三条の許可の申請が左の各号に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一　当該武器の製造のための設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二　当該武器の保管のための設備が通商産業省令で定める要件を備えること。

三　その許可をすることによつて当該武器の製造の能力が著しく過大にならないこと。

四　事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

五　申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

イ　この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ　第十五条の規定により製造の事業の許可を取り消され、取消の日から三年を経過しない者

ハ　最近三年以内に、他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が武器製造事業者として不適当な者

ニ　禁治産者

ホ　法人であつて、その業務を行う役員のうちにイからニまでの一に該当する者があるもの

2　通商産業大臣は、前項の申請が同項各号に適合していないと認めるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

（許可の取消）

第六条　通商産業大臣は、武器製造事業者が正当な事由がないのに、一年以内にその事業を開始せず、又は一年以上引き続きその事業を休止したときは、その許可を取り消すことができる。

（承継）

第七条　武器製造事業者について、相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

2　前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（武器の種類の変更）

第八条　武器製造事業者は、その製造をする武器の種類を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2　第五条第一項第一号から第四号まで及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（製造設備及び保管設備）

第九条　武器製造事業者は、当該武器の製造のための設備を第五条第一項第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2　武器製造事業者は、当該武器の保管のための設備を第五条第一項第二号の要件を備えるように維持しなければならない。

3　通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の技術上の基準に適合せず、又は当該武器の保管のための設備が同項第二号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定めて、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずることができる。

第十条　武器製造事業者は、当該武器の製造のための設備であつて、通商産業省令で定めるものを新設し、増設し、又は改造しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2　第五条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（保管規程）

第十一条　武器製造事業者は、当該武器の保管について保管規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　通商産業大臣は、保管規程が当該武器の亡失又は盗難の防止に適当であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

3　武器製造事業者及びその従業者は、保管規程を守らなければならない。

（工場等の移転）

第十二条　武器製造事業者は、その工場又は事業場を移転しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2　第五条第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（事業の廃止の届出）

第十三条　武器製造事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（許可の失効）

第十四条　武器製造事業者がその事業を廃止したときは、許可は、その効力を失う。

（許可の取消等）

第十五条　通商産業大臣は、武器製造事業者が左の各号の一に該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

一　第五条第一項第五号イからホまでの一に該当するに至つたとき。

二　第八条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三　第二十一条第一項の条件に違反したとき。

四　不正な手段により武器の製造の事業の許可を受けたとき。

（契約の届出）

第十六条　武器を譲渡し、又は武器の製造を請け負い、若しくはその委託を受ける契約を締結しようとする者は、あらかじめ、譲渡の対価又は請負若しくは委託の報酬、引渡の期日その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。但し、武器製造事業者に対しその製造をする武器の材料、部品若しくは附属品たる武器を譲渡し、又はその材料、部品若しくは附属品たる武器の製造を請け負い、若しくはその委託を受ける契約及び武器を販売しようとする者に対しその販売する武器を譲渡し、又はその製造を請け負い、若しくはその委託を受ける契約については、この限りでない。

2　通商産業大臣は、前項の規定により届出があつた事項が著しく不当であつて、国民経済の健全な運行に支障を生ずると認めるときは、その届出をした者に対し、戒告することができる。

## 第三章　銃砲等

（製造の許可）

第十七条　銃砲等の製造の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする銃砲等の種類を定めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　第五条第一項第二号及び第五号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十八条　銃砲等の製造（修理を除く。以下この条において同じ。）は、前条第一項の許可を受けた者（以下「銃砲等製造事業者」という。）でなければ、行つてはならない。但し、試験的に製造をする場合において、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

（販売の事業の許可）

第十九条　銃砲等の販売の事業を行おうとする者は、店舗ごとに、その販売する銃砲等の種類を定めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、銃砲等製造事業者がその製造に係る銃砲等をその工場又は事業場において販売する場合は、この限りでない。

2　第五条第一項第二号及び第五号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（準用）

第二十条　第六条から第八条まで、第九条第二項及び第三項並びに第十二条から第十五条までの規定は、銃砲等の製造又は販売の事業に準用する。この場合において、第六条、第七条第二項、第八条第一項、第九条第三項、第十二条第一項、第十三条及び第十五条中「通商産業大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第八条第二項中「第五条第一項第一号から第四号まで」とあり、第十二条第二項中「第五条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第五条第一項第二号」と読み替えるものとする。

## 第四章　雑則

（許可の条件）

第二十一条　第三条、第八条第一項（前条において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十二条第一項（前条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項又は第十九条第一項の許可には、条件を附することができる。

2　前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、且つ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（国に対する適用）

第二十二条　この法律の規定は、第二十七条及び第五章の規定を除き、国に適用があるものとする。但し、国の職員が法令に基き職務のために所持し、又は使用する武器の修理の事業を行う場合については、この限りでない。

2　前項の場合において、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（報告）

第二十三条　武器製造事業者、銃砲等製造事業者及び第十九条第一項の許可を受けた者（以下「銃砲等販売事業者」という。）は、報告を

備え、武器（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第三号の火工品たるものを除く。）第二十六条において同じ。）の製造又は猟銃等の製造若しくは販売について、通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

（報告の徴収）

第二十四条　通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、武器製造事業者、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（立入検査等）

第二十五条　通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、武器製造事業者、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者の工場、事業場、店舗、事務所又は倉庫に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　警察官、警察吏員又は海上保安官は、人の生命、身体若しくは財産の保護又は公共の安全の保持のため特に必要があるときは、武器製造事業者、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者の武器又は猟銃等を保管する場所に立ち入り、関係者に質問することができる。

3　前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（事故届）

第二十六条　武器製造事業者、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者は、その所有し、又は占有する武器又は猟銃等を失い、又は盗まれたときは、遅滞なく、その旨を警察官、警察吏員又は海上保安官に届け出なければならない。

（手数料）

第二十七条　左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を納めなければならない。

| 納付しなければならない者 | 金額 |
|---|---|
| 一　第三条の許可を受けようとする者 | 二万円 |
| 二　第八条第一項の許可を受けようとする者 | 一万円 |
| 三　第十条第一項の許可を受けようとする者 | 五千円 |
| 四　第十二条第一項の許可を受けようとする者 | 一万円 |
| 五　第十七条第一項の許可を受けようとする者 | 六千円 |
| 六　第十九条第一項の許可を受けようとする者 | 四千円 |
| 七　第二十条において準用する第八条第一項又は第十二条第一項の許可を受けようとする者 | 三千円 |

2　前項の手数料は、第三条、第八条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項の許可を受けようとする者の納付するものについては、国庫の、その他の者の納付するものについては、当該都道府県の収入とする。

（通商産業大臣と公安委員会との関係等）

第二十八条　通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条、第四条但書、第八条第一項若しくは第十二条第一項（これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条但書若しくは第十九条第一項の許可をし、第七条第二項若しくは第十三条（これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理し、又は第六条若しくは第十五条（これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。）の規定により許可の取消をしたときは、政令で定める区分に従い、その旨を国家公安委員会、都道府県公安委員会、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会又は海上保安庁長官に通報しなければならない。

2　警察官、警察吏員又は海上保安官は、第二十六条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に通報しなければならない。

（聴聞）

第二十九条　行政庁は、第六条又は第十五条（これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。）の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（不服の申立）

第三十条　この法律の規定による行政庁の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、当該行政庁に不服の申立をすることができる。

2　行政庁は、前項の不服の申立があつたときは、前条の例により公開の聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者に送付しなければならない。

## 第五章　罰則

第三十一条　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条の規定に違反した者

二　第十五条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者

三　第十七条第一項の許可を受けないで猟銃等の修理の事業を行つた者

四　第十八条の規定に違反した者

五　第十九条第一項の許可を受けないで猟銃等の販売の事業を行つた者

第三十二条　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第八条第一項の許可を受けないでその製造をする武器の種類を変更した者

二　第九条第三項の規定による設備の修理又は改造の命令に違反した者

三　第十条第一項の許可を受けないで設備を新設し、増設し、又は改造した者

四　第十一条第一項の認可を受けないで武器の製造の事業を行つた者

五　第十二条第一項の許可を受けないでその工場又は事業場を移転した者

六　第二十条において準用する第八条第一項の許可を受けないでその製造をし、又は販売する猟銃等の種類を変更した者

七　第二十条において準用する第十二条第一項の許可を受けないでその工場若しくは事業場又は店舗を移転した者

第三十三条　第十六条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十四条　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第七条第二項若しくは第十三条（これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。）又は第二十六条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十三条の規定による事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者

三　第二十四条の規定に基く政令の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四　第二十五条第一項又は第二項の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

第三十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。

2　この法律の施行の際、現に武器若しくは猟銃等の製造又は猟銃等の販売の事業を行つている者は、第三条、第十七条第一項又は第十九条第一項の許可を受けないでも、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、武器製造事業者、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者とみなす。これらの者がその期間内に第三条、第十七条第一項又は第十九条第一項の許可を申請した場合において、その申請に対する処分のあるまで、また同様とする。

3　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二　武器の製造の事業を許可すること。

第十条第一号中「航空機」を「航空機」に改め、同条第六号を次のように改める。

六　武器の製造の事業の許可に関すること。（軽工業局の所掌に係ることを除く。）

第二十五条第一項の表中

| | |
|---|---|
| 航空機生産審議会 | 航空機及びその関連機器の生産に関する重要事項を調査審議すること。 |

を

| | |
|---|---|
| 航空機生産審議会 | 航空機及びその関連機器の生産に関する重要事項を調査審議すること。 |
| 武器生産審議会 | 武器の生産に関する重要事項を調査審議すること。 |

に改める。

4　銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の四号を加える。

五　武器等製造法（昭和二十八年法律第　号）の武器製造事業者、猟銃等製造事業者、同法第四条但書若しくは第十八条但書の許可を受けた者又はこれらの者の使用人（当該武器製造事業者、当該猟銃等製造事業者又は当該許可を受けた者があらかじめ、その住所地を管轄する公安委員会（都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会をいう。以下同じ。）に届け出たもの に限る。）がその製造に係るもの（猟銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、猟銃等販売事業者又は次条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持するとき。

六　武器等製造法の猟銃等販売事業者又はその使用人（当該猟銃等販売事業者があらかじめ、その住所地を管轄する公安委員会に届け出たものに限る。）が猟銃等製造事業者、猟銃等販売事業者若しくは次条の規定による許可を受けて所持する者から譲り受けたもの又は当該猟銃等販売事業者が輸入したものを業務のため所持するとき。

七　文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類の製作をする者がその製作をしたものを研ぎまの完了の日から三十日間所持するとき。

八　その住所地を管轄する都道府県知事に届け出て捕鯨用標識銃、救命索発射銃又は救命用信号銃の製造をする者がその製造に係るものを製造の完了の日から三十日間所持するとき。

第三条中「（都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会をいう。以下同じ。）」を削る。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二　第三条の規定による許可を受けて銃砲を所持する者が当該許可に係る銃砲を武器等製造法の猟銃等販売事業者に譲り渡す場合においては、当該許可証とともにしなければならない。この場合においては、前条第一項第一号の規定は、適用しない。

2　前項の場合において、猟銃等販売事業者は、すみやかに、当該許可証に、譲渡人の譲渡承認書を添えて、その店舗の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

第二十九条第一号中「第六条第一項」の下に「、第六条の二第二項」を加える。

武器等製造法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

木材防腐特別措置法案

木材防腐特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、特定の用途に使用する木材に適正な防腐の措置を施すことを促進することによつて、木材の消費の節約に寄与することを目的とする。

（表示）

第二条　通商産業省令で定める方法により木材（通商産業省令で定める樹種の木材に限る。以下同じ。）に防腐の措置を施した者は、遅滞なく、その木材に通商産業省令で定める方式による表示をしなければならない。

2　何人も、前項に規定する場合の外、木材に同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

（使用）

第三条　木材（第一号に掲げる物については、通商産業省令、運輸省令で定める樹種の木材に限る。）は、左の各号に掲げる物には、当該各号に掲げる物ごとに前条第一項の表示のうち通商産業省令で指定する表示をしたものでなければ、使用してはならない。

一　鉄道及び軌道の枕木

二　電柱（通商産業省令、運輸省令、郵政省令で定める規模以下のもの及び通商産業省令、運輸省令、郵政省令で定める特別の事由があるものを除く。）

三　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）にいう道路たる橋、建設省令で定める規模以下のもの及び建設省令で定める特別の事由があるものを除く。）のはり、けた及び脚

四　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾施設たるさん橋及び橋（運輸省令で定める規模以下のもの及び運輸省令で定める特別の事由があるものを除く。）のはり、けた及び脚並びにけい船くい

五　漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港施設たるさん橋及び橋（農林省令で定

める規模以下のもの及び農林省令で定める特別の事由があるものを除く。）のはり、けた及び脚並びにけい柵くい

2　前項の規定は、左に掲げる場合は、適用しない。

一　三年以内の用途に木材を使用するとき。

二　災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合において、応急的に前項第三号から第五号までに掲げる物に木材を使用するとき。

三　通商産業省令で定める範囲内の補修をするため木材を使用するとき。

四　前条第一項の表示をした木材を使用することが困難な場合において、主務省令で定める期間内に、事由を具して主務大臣にその旨の届出があつたとき。

第四条　通商産業局長は、防腐の効果の判定に必要な限度において、鉱業権者又は租鉱権者に対し、その鉱区又は租鉱区内の一定の地域を指定して、その地域に設ける坑木に第二条第一項の表示のうち通商産業省令で指定する表示をした木材を試験的に使用すべきことを指示することができる。

2　前項の規定による指示を受けた鉱業権者又は租鉱権者は、通商産業省令で定める期間ごとに、その指示に係る事項の実施の結果について通商産業局長に報告しなければならない。

（届出）

第五条　第二条第一項の通商産業省令で定める方法により木材に防腐の措置を施すことを業とする者（以下「防腐業者」という。）は、工場又は事業場ごとに、営業の開始の日から三十日以内に、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

2　防腐業者は、前項の規定により届け出た事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3　防腐業者は、その営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（資金調達の援助）

第六条　主務大臣は、第三条第一項各号に掲げる物に同項の通商産業省令で定める表示をした木材を使用する者に対し、その木材の使用に要する資金の調達について必要な援助をするものとする。

（報告）

第七条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二条第一項の通商産業省令で定める方法により防腐の措置を施す者又は第三条第一項各号に掲げる物に木材を使用する者から報告を徴することができる。

（訴願）

第八条　この法律又はこの法律に基く命令の規定による行政庁の処分に不服がある者は、訴願をすることができる。

（協議）

第九条　通商産業大臣は、第二条第一項及び第三条第二項第三号の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、農林大臣、運輸大臣、郵政大臣及び建設大臣に協議しなければならない。

（権限の委任）

第十条　この法律の規定による主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができる。

（罰則）

第十一条　第二条又は第三条第一項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十二条　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一　第四条第二項又は第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附　則

1　この法律は、昭和二十八年十月一日から施行する。但し、第三条の規定は、昭和二十九年一月一日から、第九条の規定は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に防腐業者である者が第五条第一項の規定によりなすべき届出については、同項中「営業の開始の日」とあるのは、「この法律の施行の日」と読み替えるものとする。

木材防腐特別措置法案（首藤新八君外四十名提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔小平久雄君登壇〕

**○小平久雄君**　ただいま議題となりました武器等製造法案及び木材防腐特別措置法案の、通商産業委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

まず、武器等製造法案につき申し上げます。

武器等の製造に関しましては、昭和二十年ポツダム共同省令により全面的に禁止されておりましたところ、このポツダム共同省令の改正により、昨年四月九日より例外的に許可されるようになりましたが、本省令も昨年十月二十四日をもつて失効いたしましたため、現在武器の製造に関しましては法の規制がないのであります。しかも、昨年五月ごろより駐留軍関係の発注も相当増加しており、加えて関係業者の受注に対する態度はややもすると混乱の傾向すら見受けられ、武器の持つ特殊な性格からいたしましても、また武器生産の混乱から来る国民経済への悪影響を避けるためにも、武器製造事業に法の規制を加えることはきわめて必要となつて来たのであります。以上が本法案提案の理由であります。

次に、本法律案の要旨につき申し述べます。第一に、この法律案の適用を受ける武器とは、銃砲、銃砲弾、爆発物等、公共の安全を確保するとともに、事業の調整を行う必要が特に大きいもののみに限定いたしております。

第二に、武器製造事業はこれを許可制とするとともに、武器の製造販売等を行う者の契約の内容を届出制とし、契約の不当なものについては戒告をすることができることといたしておる等であります。

本法律案は、六月十八日通商産業委員会に付託されましたので、六月二十三日通商産業大臣より提案理由を聴取し、七月三日より七月二十五日まで前後五回にわたり、きわめて熱心に質疑が行われました。さらに、七月二十四日には参考人を招致して参考意見を聴取いたしましたが、これら審議の詳細は速記録を御参照願います。

七月二十五日、本案に対する質疑が終りましたので、ただちに討論に入りましたところ、日本社会党を代表して永井勝次郎君、日本社会党を代表して伊藤卯四郎君、日本共産党を代表して川上貫一君はそれぞれ本法案に反対されましたが、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

なお、本法案可決後、改進党の長谷川四郎君より、左のごとき要旨の附帯決議案が提出されました。

一、本法施行の際政府は中小企業の活用、擁護について特別の配慮をすること。

二、武器生産審議会を最高度に活用するはもちろん、特に本法第五条の当該武器の製造能力の判定については十分公正を期すること。

三、過度の競争による弊害については、元請業者相互間はもとより、下請業者間における点についても、不当なる競争の排除について運用上特段の考慮を払うこと。

等であります。本附帯決議案を採決いたしましたところ、多数をもつて可決いたしました次第であります。

次に、木材防腐特別措置法案について御報告申し上げます。

わが国の木材の需給は不均衡の一途をたどり、昭和二十七年度においては約七百万石の不足を示しておりますので、政府においては、先年来木材需給対策要綱を策定いたしまして、消費の節約と需給の調整に努力いたして参つたのでありますが、木材の防腐措置につきましては、昨年度において約百六十万石の実績をあげている程度であり、これ以上実績をあげるためには、行政措置のみによつてはおのずから限度があり、法的措置を講じない限り困難であるというのが、本法案提案の理由であります。

次に、本法律案の内容を申し上げますと、第一に、木材の消費節約のため、鉄道のまくら木及びその他特定の用途に供する木材に、一定の方法により防腐措置を施さねばならぬことにしておりますが、種々適用困難な場合を予想して、これらに対する除外規定を設けてあります。第二に、需要者のうち所要資金の調達困難な者に対しては国において融資のあつせんを行うこと等であります。

本法律案は、七月二十日通商産業委員会に付託されましたので、七月二十二日、提案者を代表して首藤新八君より提案理由の説明を聴取し、質疑は七月二十三日に行われましたが、その詳細は速記録を御参照願います。

次いで、七月二十五日質疑を打切り、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて本法律案は原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上をもつて報告を終ります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　討論の通告があります。順次これを許します。永井勝次郎君。

〔永井勝次郎君登壇〕

○永井勝次郎君　私は、日本社会党を代表しまして、ただいま議題となつております武器等製造法案に対し反対をいたすものであります。

朝鮮休戦の調印がまとまり、世界の各地における紛争も局地的な動きに集約せられ、緊迫した世界情勢は漸次緩和の方向に動き出しておるように思われます。主要各国は軍備拡張の競争から輸出貿易の経済競争に転換、市場争奪の闘いようやく高まろうとしておるとき、わが国のみは、世界の動向に逆行して軍備を強化し、武器生産に狂奔しようとしておるのであります。この道は、わが国の独立を強化し、民族の自立を期待し得るコースではありません。軍備はアメリカの傭兵であり、武器生産は労働者の奴隷的低賃金による犠牲の強制であります。そのために、わが国の産業構造は平和的性格から軍事的性格に変質せられ、貿易市場からは後退し、ドルのわが国経済支配は強化せられ、アメリカ隷属化を強める方向に転落する道であります。わが民族の独立、国民生活の安定、平和擁護の立場から、われ／＼の断じて許し得ないところであります。

本法案に対する反対理由の第一は、憲法違反の点についてであります。御承知の通り、新憲法の前文には戦争放棄が宣言されており、第九条第二項には「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」とあります。法学協会等の解釈によりましても、軍用機、海軍艦艇、兵器弾薬等の製造工業は戦力の範囲に含まれるとされておるのであります。さらに、潜在的なものだけではなく、一たび戦争が起つた場合、ただちに戦争に用いることができるような潜在的なものも、すべて戦力に含まれると解されておるのであります。もし自衛のための軍備は戦力でないというならば、憲法前文の宣言も、第九条の規定も必要としないでありましよう。そのかわり、自衛軍における少くも統帥に関する規定、兵制、宣戦、講和、徴兵制等に関する規定は、当然加えられなければならないはずでありますが、何らの規定がないのであります。保安隊武器生産、MSAの受諾は明らかに憲法違反でありまして、政府の憲法違反に対する責任はきわめて重大であると言わなければならぬのであります。

反対の理由の第二は、本法案の欺瞞性についてであります。条文中の重要な諸点は、ほとんど政令で定める、省令によると逃げておりまして、ことさらに具体的な表現を避けております。たとえば、第二条の武器の定義は、「一から六までを規定しておるのでありますが、具体的なものは、銃砲、銃砲弾、爆発物の三つだけで、他は政令で定めることとなつておるのであります。その五には、「前各号に掲げる物に類する機械器具であつて、政令で定めるもの」とありまして、政令によつて「戦車を指定しようといたしておるのであります。しかるに、第二条第一項は武器を定義し、第二項にはこれに並べて「猟銃等」として、猟銃、捕鯨砲、もり銃、屠殺銃を仰々しく書き上げておるのであります。表看板には猟銃や銃砲や原始的武器を出しておいて、裏口の政令で戦車や航空機や艦艇や近代兵器を逐次追加指定して行こうとするごまかしが、はつきりうかがわれるのであります。

また、第三条以下には、武器製造事業の許可制を定めてありますが、許可の基準は省令に譲られておつて、はつきりといたしておりません。二重投資、過剰投資を抑制するための企業許可であるということでありますが、遊休の施設と技術を活用するという建前をとる限り、必然的に旧財閥系資本家中心の工場復元となることは言をまたないのであります。あるいは旧軍工廠跡の払下げないしは貸下げを合理化しようとする口実となる以外の何ものでもないのであります。財閥産業の独占が確立され、中小企業はその傘下の系列の中で手きびしく支配されるに至るべきは想像にかたくないところであり、企業許可制は独占資本の安定をはかるためのみの効用であると断じても過言ではないと信ずるのであります。

さらにまた、政府は、武器生産を輸出産業として安定させたいと言つているのでありますが、計画の立たない外国発注にすがつて安定できる条件はどこにもありません。百も承知の上のごまかし口上にすぎないのであります。さしあたつてはMSAをつなぎ資金としてかせぎ、保安隊、海上警備隊の漸増につれて国内発注に切りかえ、国の計画と助成にまつて利潤の安定を予定していることは明らかであります。MSA資金の域外発注分はどのくらいかわからないようでありますが、現在までの米発注武器は年間五千万ドル内外にすぎません。本度年、国内保安隊、警備隊の発注分は、飛行機、ヘリコプター、戦車、艦艇等を含めますと概算五百億に上り、企業の比重はすでに保安庁に傾きつつあることを実証しているのであります。武器産業は、アメリカのようなところでも、国防生産法によつて原材料、生産設備、製品売却、損失補償、融資あつせんなどを初め、税法上においても加速減価償却制による短期の減価償却が認められるなど、助成政策がとられておるのであります。企業許可制によつて財閥産業の独占を確立した後における国家助成の政策は、今から予見し得らるるところであります。自由党内閣と財閥、旧軍閥の提携による再軍備前進、それによる平和産業と国民生活の重圧を考えますとき、われ／＼は断じてこの欺瞞を許してはならぬと思うのであります。

反対理由の第三は、出血受注対策についてであります。本法案においては、契約の届出制、不当価格受注への戒告によつて出血受注の対策としておるのであります。問題はそんな上つらなところにあるのではありません。発注は日米安全保障条約、日米行政協定に基く米陸軍調弁規約の直接調達であり、価格改訂条項、契約再商議法等、米国内法の適用であり、米国式商慣習の一方的強制であり、あるいは職場における日本の労働者の基本的人権が守られていないという事実、あるいは入札検査等にあたり米側は必ずしも公正なる処置をとるとは限らぬという事例等、いろ／＼枚挙にいとまなき原因の錯綜しておることを見のがしてはならないのであります。要するに、アメリ

が隷属下のわが国産業の哀れなる姿の実態であつて、これが対策は、アメリカ一辺倒の外交政策の転換以外にはありません。アメリカのわが国植民地化政策の払拭以外にはないのでありまして、腹をすえてかからねばならぬ問題であると確信いたすのであります。

今日、われ／＼国民の切実なる願いは、日本の完全独立であり、平和であり、生活安定であります。政府はこの民族の願望をになつて最大の努力を払うべきにもかかわらず、自由党吉田内閣は、外、アメリカに奉仕しわが国の植民地化を結果せしめ、内、独占資本に奉仕して大衆を搾取し、国民に耐えざる生活を強制しようとしておるのであります。英国などでさえ、自国経済からドル支配を排除し、完全独立を確保するため、軍備を縮小し、平和産業に転換し、自給体制を整えて、海外市場の獲得に懸命の努力をしておるのであります。こういう情勢の中で、わが国だけは逆に、MSAにすがつて傀儡兵軍備の増強を請負い、武器生産に力を入れて、日中貿易はもとより、輸出市場から後退を余儀なくされる始末に至つておるのであります。経団連は、みずから米国と折衝し、防衛生産委員会をつくり、旧軍人がここにたむろして、戦力増強の一役を買つておるのであります。米国の議会においては、本年三月十一日以来、日本の軍備の問題について検討が続けられております。ダレス国務長官、ナッシュ国防次官補、ウッド米相互安全保障本部副長官、アジア局長ヤング氏、オルムステッド将軍の発言を総合すれば、日本の再軍備は日本の義務である、日本国民に制服を着せ、防衛陣地につくよう訓練すれば、米国は日本から引揚げてよい、日本と米国は運命は一つである、中共はやつつけねばならぬというのでありまして、こういう討議を背景として現われて来たMSAであり、再軍備であり、武器生産であります。

われ／＼は、われ／＼の独立と平和と生活を守るために、われ／＼民族の血をいけにえにせんとするこの法案に対し、断固反対を表明するものであります。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　長谷川四郎君。

［長谷川四郎君登壇］

○長谷川四郎君　私は、改進党を代表して、ただいま議題となりました武器等製造法案に強い要望を付して賛成するものであります。（拍手）

政府は、本法案の立法理由といたしまして、第一に、昨年十月に兵器等の生産を規制するポツダム省令が失効したために、現在武器製造を取締る法的処置がない、しかしながら、昨今の駐留軍等の武器の発注は相当額に上り、いわゆる特需としての武器の製造が相当活発であり、一方、関係業界の受注に対する態度はやや濫立の傾向にあり、武器生産の混乱から国民経済を守ることはきわめて緊急のことであると信ずる、よつて公共の安全の維持、確保の面をあわせ考慮して、すみやかにこのような法の空白期間をなくするために本法案を提出したと言つておるのであります。私は、政府のこのような考え方には、原則的には反対はいたしませんが、遺憾ながら、本法案の内容程度では、業界の混乱を防止することはでき得ないと思うのであります。かつまた公共の安全を維持することもできないことを指摘せざるを得ないのであります。

なぜならば、第一に、政府の武器生産に対する態度はきわめてあいまいでありまして、およそ計画性のないものであります。すなわち、武器製造事業などの程度の規模にするかさえも明らかにせずして、どうして政府の言われている国民経済の健全なる運行を守ることができましようか。いかに表面のみを巧みな答弁によつて切り抜けようとしても、その内容において何ら信念がなく計画性のない法律は、百害あつて一利ないということを申し上げなければならないのであります。いわんや、武器製造は、ある意味において一国の運命を左する重要産業であり、今後のわが国産業構造の上においても大いなるウエートを持つものであると思うときにおいて、政府はもつと計画性と真剣な態度で臨むべきであつたと思うのであります。昭和二十七年度においても、わが国輸出のほぼ八割が特需であることを思い起すときに、一層この感を深くするものであります。

次に、私が指摘したい第二の点は、本法案の内容がきわめてずさんであることであります。すなわち、本法案は、第五条の許可の基準、第十六条の契約の屈出等の点を初め、あまりにもあいまいな点が多いのであります。はたして、この程度の内容で、本法案が意図する点をうまく調整できるかは、きわめて不安であるのであります。最近新聞紙上をにぎわしておるところの出血受注のごとく、不当に安い契約を、単に屈出制のみによつて防ぐことは不可能であります。さらに、武器の製造事業を許可する際、いかなる方法で、いかなる基準をもつて臨むか、その場合、元請業者と下請業者との生産系列をも許可の基準に含めるのかどうか、こういう点であります。審議の際も明確を欠いていたことは、まことに遺憾とするところであります。

最後に、私が政府に一言申したいことは、最近の政府は、国会を軽視する余り、法案審議の際の態度もきわめて抽象的であり、かつあいまいなる表現をもつて糊塗しようとする傾向の著しいことは、真に不満とするところであります。本法案の審議におきましても、本法案とMSAとの関係を初め、われ／＼の真剣なる質問に対する政府の答弁がきわめて誠意のないものであつたことは、われ／＼の最も不満としたところであります。今後は、すみやかに、かかる態度を一掃していただきたいのであります。

従いまして、私は、以上の点と、武器生産の持つ重要性にかんがみまして、次のごとき附帯決議を付したのであります。すなわち

武器等製造法案に対する附帯決議

㈠　本法施行上大企業偏重に陥ることを避けるため中小企業の活用、擁護について政府は特別の配慮をすること。

㈡　武器生産審議会を最高度に活用するは勿論、特に本法第五条第一項第三号『当該武器の製造能力』の判定に就いては、公正を期すると共に武器製造に関連する下請企業をも包含して生産系列としての能力を判定すること。

㈢　過度の競争による弊害は、元請業者相互間に於てのみならず、当該受注業者の下請業者間に於ても起り得る点に鑑み、此等下請業者間に於ける不当なる競争の排除に就いても、本法律案の趣旨が徹底する様、運用上特に意を用いること。

以上、私は、政府に、附帯決議の精神を尊重し、この法案の運用に十分留意していただきたいということを強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　中崎敏君。

［中崎敏君登壇］

○中崎敏君　日本社会党を代表いたしまして、簡単に本法案に反対の意を表明せんとするものであります。

本法案は、兵器産業の自由な活動を制限せんとするものでありまして、自由主義経済の大なる破綻だと言わなければなりません。われ／＼は、計画経済を主張し、一貫せる方針のもとに国の財政、産業、経済を規整し、国民経済の発展と国民の福祉の向上に寄与せんとするものであります。内外の情勢は、自由経済を揚棄して計画経済に移るのほか道はないものと信ずるのであります。本案のねらいとするところは、銃砲、銃砲弾、爆発物などの武器及び猟銃等の製造、販売その他の規制を行い、かつまたこれらの製造事業を許可制にするなど、経済活動に大幅の制限を加えんとするものでありますが、私は、何ゆえに武器に対してのみかかる大幅の制限をせんとするのか、理解に苦しむものであります。

まず第一に、政府は公共の安全保持のために本法案を提出したと言いますが、銃砲、火薬等に対しては爆発物取締法、銃砲火薬取締法等がすでに実施せられまして、これらの法律で十分に公共の安全は保たれておるはずであります。第二の理由といたしましては、

事業の濫立防止をあげておりますが、これはひとり武器製造事業のみに限つたものではないのであります。各種事業が活発に起り、自由競争のもとにその所を得ることこそが、自由主義者の主張する唯一の武器なのであります。それにもかかわらず、それを理由に本法案を提出するに至つたことは、自由主義の破綻以外の何ものでもないのであります。もとより、われ〳〵は、事業が必要以上に濫立されまして、国家の貴重な資材、資金などを浪費することには賛成できないのでありますが、ひとり武器事業のみを切り離して強力な国家権力を発動することは、あまりにも片手落ちと言わなければならぬのであります。

次に、武器製造事業を規制するからには、武器の需給の将来について確固たる見通しがなければならぬのであります。さらにまた、これと関係の深いところのMSAについては、政府は口を緘して語らないし、さらにまた保安隊に要するところの装備計画につきましても、何ら国会においてこれを明らかにしていないのであります。さらに政府は、武器製造事業の濫立は国際信用を害すると言いますが、政府の秘密主義こそ海外に不信を買つておる大きな理由だと考えるのであります。（拍手）なお、本法案は、旧財閥の復活、跋扈に拍車をかけ、中小企業を犠牲に供するものであります。これが犠牲に立つ多数の下請業者に対しまして、何らの対策が考えられていないのであります。一将功成りて万卒枯るといいますが、国家権力をうしろだてにいたしまして、ひとり旧財閥の独占資本が繁栄する一面において、多数の中小企業者の倒れ行く姿をそのまま放任できないのであります。（拍手）

最後に、公正なる取引を尊重するために私的独占禁止法が制定されておるのでありますが、政府はこれを大幅に改正せんとし、さらにまた輸出取引法の一部を改正せんとする等、疑多矛盾せるところの政策を強行せんとするばかりでなく、今また本法案を強引に法律化いたしまして、中小企業者と勤労大衆の犠牲の上に、一部大資本家の番犬に堕し去らんとするがごときは、国民の名において反対すべきものと信ずるのであります。（拍手）

以上のような理由によりまして、私は社会党を代表して反対せんとするものであります。（拍手）

**○議長（堤康次郎君）**　これにて討論は終局いたしました。

まず日程第三につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（堤康次郎君）**　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堤康次郎君）**　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

---

第五　日本国とフイリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

**○議長（堤康次郎君）**　日程第五、日本国とフイリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。外務委員会理事富田健治君。

日本国とフイリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件

日本国とフイリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

日本国とフイリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定

日本国政府は、日本国が戦争中に与えた損害の修復費用を補償することに資するため、フイリピン領海の掃海完了地区にある沈没船舶の引揚における日本人の役務をフイリピン政府の利用に供する用意があるので、

よつて、日本国政府及びフイリピン政府は、前記の役務を提供する条件を定めるため、次のとおり協定した。

第一条

日本国政府は、フイリピン政府に対し、この協定の規定につ従て、フイリピン領海にある沈没船舶の引揚のため日本人の役務（必要な作業設備及び需品を含む。）を提供する。

第二条

フイリピン政府は、引揚作業の実施に当り現地で容易に利用することができる便宜の供与及び現地で入手することができる普通の作業用小需品の調達につづて、フイリピンの法律が許す限度において、日本国政府に協力するものとする。

フイリピン政府は、引揚作業に従事する日本国民の生命及び財産を保護するため適切な措置を執るものとする。但し、この責任は、作業上の通常の危難から生ずる危険に関する責任を含まないものとする。

第三条

この協定の実施のための細目は、両政府間の協議によつて合意されるものとする。

第四条

この協定は、各政府によつて、それぞれの憲法上の手続に従つて承認されるものとする。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換されたときに効力を生ずる。

この協定は、日本国政府とフイリピン政府との間に締結される最終賠償取極の不可分の一部となるものとする。

以上の証拠として、両政府の代表者は、このために正当な委任を受け。この協定に署名した。

千九百五十三年三月十二日にマニラで。ひとしく正文である日本語及び英語で本書二通を作成した。

日本国のために
中川融

フイリピン共和国のために
フエリノ・ネリ

日本国とフイリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔富田健治君登壇〕

**○富田健治君**　ただいま議題となりました、日本国とフイリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の締結について承認を求めるの件に関し、外務委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

本協定の目的は、この協定に基きまして、フイリピン共和国に対し、その領海にある沈没船舶を引揚げるための役務の提供という形において賠償を実施いたそうとするものであります。わが政府におきましては、フイリピン共和国との国交調整のためには、できるだけすみやかに賠償の実施を開始することが必要であることを認めまして、本年一月にマニラ湾及びセブ港にある沈船の調査を目的として君島丸を派遣いたしましたが、この調査作業と並行して、マニラにあるわが在外事務所とフイリピン外務省との間で、沈船引揚げに関するとりきめにつき交渉が行われ、本協定の妥結を見るに至つたものであります。政府委員の説明によりますと、比国領海の沈没船の概数は約百八十隻ないし二百隻でございまするが、調査の結果、確実なところは、マニラ湾内に五十二隻、二十二万トン、セブ港に十二隻、一万トン、計六十四隻、二十三万トン程度の沈船があるとのことであります。本協定によりまして、賠償の実施に対するわが国の誠意

を示しますることは、フイリピンとの友好関係の樹立に寄与することがきわめて大きく、またわが国の東南アジア諸国との善隣外交を積極的に推し進めて行く第一歩であると申しましても過言ではないのであります。また、今回の協定により必要といたしまする経費は約四十億円でありまして、平和回復善後処理費のうちから支弁されることになるであろうとの説明があつたのであります。

本件は、七月十日に本委員会に付託されましてから、二十五日まで五回にわたり慎重に審議を行いました。本件に関する本委員会における審査の経過の詳細につきましては委員会議録に譲りたいと存じます。

質疑応答を終りまして、本件を議題となし討論を行いましたところ、日本社会党の田中稔男委員は、日比間に平和条約を結ばずして、しかもその内容の一部をなす賠償協定を結ぶことは変則的な取扱いであり、かつ比国大統領選挙が今秋に行われるに先だつて本協定を締結することは時期尚早である、アジア人の真の友好関係を確立すること を望むことと、沈船の引揚げを賠償に充てる構想はけつこうであるが、政治的考慮より出た批准には反対であること、また賠償問題は誠意をもつて解決したい希望を持つているから、本協定の承認に反対したからといつても、対比賠償には誠意を持つている旨を述べて反対せられ、また日本社会党の戸叶里子委員は、第一に、本協定実施に要する予算四十億円の支出にあたつては不正なことのないようにすること、第二に、日比間の平和条約の締結をすみやかに行うこと、第三に、引揚げたスクラップを有償でわが国が引取り、日比両国双方に有利な方法を考えられたい旨の三点を要望して賛成せられ、ここに討論を終り、採決の結果、本委員会は多数をもつて本件を承認することに決定いたしたのであります。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　討論の通告があります。これを許します。田中稔男君。

〔「いない／＼」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　田中稔男君は議席におられませんから棄権と認めます。

これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堤康次郎君）　起立多数。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

---

第六　厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七　国有財産法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○議長（堤康次郎君）　日程第六、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案、日程第七、国有財産法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事淺香忠雄君。

---

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「健康保険事業」の下に「、日雇労働者健康保険事業」を加える。

第二条中「健康勘定、」の下に「日雇健康勘定、」を加える。

第五条を削り、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条　日雇健康勘定ニ於テハ日雇労働者健康保険事業経営上ノ保険料、一般会計及郵政事業特別会計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険給付費、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第六条中「及厚生年金保険事業」を「、日雇労働者健康保険事業及厚生年金保険事業」に、「及営繕費並ニ厚生年金保険事業」を「福祉施設費及営繕費、日雇労働者健康保険事業ノ保健施設費及福祉施設費並ニ厚生年金保険事業」に改める。

第七条に次の一条を加える。

第七条ノ二　日雇健康勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ同勘定ノ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

日雇健康勘定ノ歳計ニ不足アルトキハ同勘定ノ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第十一条を次のように改正する。

第十一条　日雇健康勘定ニ属スル経費ヲ支弁スル為必要アルトキハ政府ハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入金ヲ為スコトヲ得ル金額ハ保険料ニ係ル収入ヲ以テ保険給付費ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第十二条第二項中「健康勘定」の下に「又ハ日雇健康勘定」を加え、「同勘定」を「当該勘定」に改める。

第十三条中「健康勘定」の下に「、日雇健康勘定」を加える。

第十八条ノ四中「福祉施設費」の下に「並ニ日雇健康保険事業ノ保健施設費及福祉施設費」を加える。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2　郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「失業保険特別会計に、」の下に「日雇労働者健康保険印紙に係るものは厚生保険特別会計の日雇健康勘定に、」を加える。

---

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

---

国有財産法等の一部を改正する法律案

国有財産法等の一部を改正する法律

（国有財産法の一部改正）

第一条　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号を次のようにする。

七　株券、社債券（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。）、地方債証券及び投資信託又は貸付信託の受益証券、外国又は外国法人の発行する証券でこれらに準ずるもの並びに出資に因る権利。但し、国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

第二条第三項を次のように改める。

3　第一項第七号に掲げる社債券及び地方債証券には、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録されたものを含むものとする。

第三条第二項第二号を次のように改める。

二　公共用財産　国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

第三条第二項第三号中「供するもの」を「供し、又は供するもの」に改める。

第八条第一項本文中「廃止した場合」の下に「又は普通財産を取得した場合」を加える。

第九条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　大蔵大臣は、国有財産の総括に関する事務の一部を部局等の長に分掌させることができる。

第十条に次の一項を加える。

2　大蔵大臣は、一定の用途に供する目的で国有財産の譲渡又は

貸付を受けた者に対し、その用途に供されているかどうかを確めるため、自ら、又は各省各庁の長に委任して、当該財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は当該職員をして実地監査をさせることができる。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条　皇室用財産とする目的で財産を取得し、又は皇室用財産以外の国有財産を皇室用財産としようとするときは、国会の議決を経なければならない。但し、当該財産の価額が三百万円以上である場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、その取得し、又は皇室用財産とする財産の価額の合計額が三千万円に達するに至るまでの場合については、この限りでない。

第十四条　左に掲げる場合においては、当該国有財産を所管する各省各庁の長は、大蔵大臣に協議しなければならない。但し、前条の規定により国会の議決を経なければならない場合又は政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一　行政財産とする目的で土地又は建物を取得しようとするとき。

二　普通財産を行政財産としようとするとき。

三　行政財産の種類を変更しようとするとき。

四　行政財産である土地又は建物について、所属替をし、又は用途を変更しようとするとき。

五　行政財産である建物を移築し、又は改築しようとするとき。

第十五条本文中「公用財産、企業用財産及び普通財産」を「国有財産」に改め、同条但書を次のように改める。

但し、国において直接公共の用に供する目的をもつてこれを有する場合であつて、当該財産の価額が政令で定める金額に達しないときは、この限りでない。

第二十八条第一号中「道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供していたもの」を「公共用財産」に、同条第二号中「既存の道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池」を「公共用財産」に、同条第三号中「道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供していた」を「公共用財産のうち」に改める。

第三十八条中「公共物」を「公共の用に供する財産で政令で定めるもの」に改める。

（国有財産特別措置法の一部改正）

第二条　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（交換の特例）

第九条の二　文部大臣は、国立大学の施設を効率的に運営するため、当該国立大学の施設を集合整備する必要があると認められるときは、国有財産法第二十七条第一項の規定にかかわらず、当該国立大学の施設を、その用途を廃止して地方公共団体その他の者の所有する施設と交換することができる。但し、交換に係る施設の価額の差額がその高価なものの価額の四分の一をこえるときは、この限りでない。

2　国有財産法第二十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による交換について準用する。この場合において、同条第三項中「堅固な建物」とあるのは、「建物」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第八十六条を次のように改める。

第八十六条　削除

第八十七条に見出しとして「（国に関する特例）」を附し、同条第一項中「国有財産法に規定する」を「国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）に規定する」に改め、「公共福祉用財産として」を削り、同項但書中「そのものが」の下に「文部大臣以外の者が管理している」を加え、「他の行政財産」を「行政財産」に、「国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）に規定する国有林野に属するものであるとき、又は他の法律の適用上国有財産法第三条第三項に規定する普通財産として取り扱うべき」を「その他文部大臣以外の者が管理すべき」に改め、「これらの財産として」を削る。

第八十七条の次に次の一条を加える。

第八十七条の二　前条第一項の規定により重要文化財又は史跡名勝天然記念物を文部大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換又は所属替をするときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

3　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「（公共物を除く。）」を削る。

4　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「普通財産」を「公共用財産又は普通財産」に改める。

5　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七十九条中「第一項第六号」を「第四号」に改める。

---

国有財産法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和二十八年七月二十四日

参議院議長　河井　彌八

衆議院議長提康次郎殿

（衆議院通過当時中間院修正に係る条文のみ掲げ、小字は修正）

第十三条及び第十四条を次のように改める。

○公園又は広場として公共の用に供し、又は供するものと決定した公共用財産について、その用途を廃止し、若しくは変更し、又はこれを公共用財産以外の行政財産としようとするときは、国会の議決を経なければならない。但し、当該財産の価額が三百万円以上である場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、その用途を廃止し、若しくは変更し、又は公共用財産以外の行政財産とする財産の価額の合計額が三千万円に達するに至るまでの場合については、この限りでない。

第十三条○皇室用財産とする目的で財産を取得し、又は皇室用財産以外の国有財産を皇室用財産としようとするときは、国会の議決を経なければならない。但し、当該財産の価額が三百万円以上である場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、その取得し、又は皇室用財産とする財産の価額の合計額が三千万円に達するに至るまでの場合については、この限りでない。

国有財産法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔浅香忠雄君登壇〕

○浅香忠雄君　ただいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、別途今国会に日雇労働者健康保険法案が提出されておりますが、この日雇労働者健康保険法による日雇労働者健康保険事業にかかる政府の経理を、厚生保険特別会計において新たに日雇健康勘定を設けて行うことといたそうとするものであります。

次に、国有財産法等の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、国において直接公共の用に供する財産の管理を適正にするため、国有財産の分類及び種類に変更を加え、公共福祉用財産と公共物とを統合して、行政財産の中に新たに公共用財産という種類を設けるとともに、皇室用財産等の取得、用途廃止等についての手続を緩和し、また国立大学の施設の集合整備をはかるため、国立大学の施設と地方公共団体その他の者の所有する施設との交換について特例を設けることといたしております。

右の両法律案につきましては、審議の結果、一昨二十五日質疑を打切り、討論を省略して、ただちに採決いたしましたところ、いずれも起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

---

第八　歯科医師法の一部を改正する法律案（参議院提出）

○議長（堤康次郎君）　日程第八、歯科医師法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事中川源一郎君。

歯科医師法の一部を改正する法律案

歯科医師法の一部を改正する法律

歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

---

歯科医師法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十八年七月二十四日

参議院議長　河井彌八

衆議院議長堤康次郎殿

歯科医師法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔中川源一郎君登壇〕

○中川源一郎君　ただいま議題となりました歯科医師法の一部を改正する法律案につきまして、厚生常任委員会における審査の経過並びに結果の大要につきまして御報告申し上げます。

現行法では、歯科医師は死亡診断書を交付できないのでありますが、歯科医業の口腔外科においては、その治療中大出血等のため死亡する事実がありますので、かような場合、歯科医師に死亡診断書の交付を認めることといたしたのであります。

本法案は、七月十三日予備審査のため本厚生委員会に付託せられ、七月二十四日本付託となり、提出者、参議院議員林了君より提案理由の説明を聴取いたしました後、審査に入り、同日質疑を終了し、二十五日討論を省略いたしまして採決に入りましたところ、本法案は委員会において全会一致原案通り可決すべきものとして議決いたした次第であります。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

---

公職選挙法の一部を改正する法律案（公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出）

○今村忠助君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出、公職選挙法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　今村君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。公職選挙法改正に関する調査特別委員長森三樹二君。

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百七十一条（都道府県の議会の議員の選挙区の特例）」を「第二百七十一条（都道府県の議会の議員の選挙区の特例）」に改める。

第二百七十一条の次に次の一条を加える。

（一部無効に因る再選挙の特例）

第二百七十一条の二　選挙の一部無効に因る再選挙については、この法律に特別の規定があるものを除く外、当該再選挙の行われる区域、選挙運動の期間等に応じて政令で特別の定をすることができる。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2　選挙の一部無効に因る再選挙でこの法律施行の際その選挙の期日を告示してあるものに関しては、なお従前の例による。

---

〔森三樹二君登壇〕

○森三樹二君　ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、簡単にその提案理由を御説明申し上げます。

本案は、本日公職選挙法改正に関する調査特別委員会におきまして全会一致をもつて起草提出いたしました法律案であります。御承知の通り、本特別委員会は、公職選挙法の改正につきましては法全般にわたり、また根本的な問題につきましても現在鋭意調査検討を重ねつつあるのでありますが、さしあたり、近く行われる予定の再選挙等に備えまして、選挙の一部無効による再選挙に関する規定を整備する必要が生じましたので、ここに本改正案を提出するに至つた次第であります。

申すまでもなく、選挙の効力について争訟が提起され、その結果、選挙の一部が無効となり、その一部の区域のみで再選挙が行われることとなりました場合、現行の公職選挙法の規定によりますと、選挙運動の期間、各種の選挙運動に関する制限、選挙公営等、ほとんど本来の選挙と同様の規定が適用されますので、本改正案は、右のような不合理を除きますために、選挙の一部無効による再選挙につきまして、その区域の広狭や選挙の種類等を考慮いたしまして、選挙運動の期間を短縮し、あるいは選挙事務所の数、自動車等の使用数、通常はがき及びポスターの枚数、個人演説会の回数等の選挙運動や選挙公営を制限するなど、政令で特別の定めをすることができるようにしようとするものであります。

何とぞ満場の御賛成あらんことを切望する次第でございます。（拍手）

○議長（堤康次郎君）　採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

明二十八日は定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十七分散会

出席国務大臣

法務大臣　犬養　健君
厚生大臣　山縣　勝見君

出席政府委員

国家地方警察本部刑事部長　中川　董治君
自治政務次官　青木　正君
外務政務次官　小瀧　彬君
外務省参事官（外務大臣官房審議室付）　大野　勝巳君
文部政務次官　福井　勇君
文部省社会教育局長　寺中　作雄君
通商産業政務次官　古池　信三君

朗読を省略した報告

一、去る二十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

証券取引法の一部を改正する法律

証券投資信託法の一部を改正する法律

一、去る二十五日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

外務委員会

理事　富田　健治君（理事鵜飼憲一君去る二十日委員辞任につきその補欠）

理事　戸叶　里子君（理事戸叶里子君去る二十二日委員辞任につきその補欠）

厚生委員会

理事　堤　ツルヨ君（理事堤ツルヨ君去る十七日理事辞任につきその補欠）

通商産業委員会

理事　長谷川四郎君（理事長谷川四郎君去る二十三日委員辞任につきその補欠）

理事　首藤　新八君（理事首藤新八君去る二十四日委員辞任につきその補欠）

一、去る二十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員

芦田　均君　館林三喜男君
石山　櫂作君

法務委員

加藤　宗平君　田嶋　好文君
牧野　寛索君

外務委員

池田　勇人君　金光　庸夫君
中山　マサ君　福井　勇君
澤田稲次郎君

大蔵委員

木原津與志君　山村新治郎君

文部委員

田中　久雄君　町村　金五君

厚生委員

岡　良一君　中川　俊思君

農林委員

佐々木盛雄君

通商産業委員

森　清君
中曾根康弘君

運輸委員

吉川　兼光君　楯　兼次郎君
首藤　新八君

郵政委員

山本　正一君

電気通信委員

世耕　弘一君

建設委員

三鍋　義三君

経済安定委員

牧野　寛索君　山中　貞則君
渡邊　良夫君

予算委員

中居英太郎君

決算委員

内田　信也君　三和　精一君

議院運営委員

秋山　利恭君

一、去る二十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員

町村　金五君　田中　久雄君
三鍋　義三君

法務委員

牧野　寛索君　福井　勇君
金光　庸夫君

外務委員

佐々木盛雄君　牧野　寛索君
三和　精一君　田嶋　好文君
岡　良一君

大蔵委員

楯　兼次郎君　中川　俊思君

文部委員

館林三喜男君　芦田　均君

厚生委員

澤田稲次郎君　山村新治郎君

農林委員

池田　勇人君

通商産業委員

長谷川四郎君　首藤　新八君

運輸委員

中居英太郎君　木原津與志君
森　清君

郵政委員

世耕　弘一君

電気通信委員

中曾根康弘君　山本　正一君
石山　櫂作君

建設委員

加藤　宗平君　内田　信也君

経済安定委員

秋山　利恭君　吉川　兼光君

予算委員

山中　貞則君　中山　マサ君

決算委員

渡邊　良夫君

議院運営委員

一、去る二十五日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

水害地緊急対策特別委員

德安　實蔵君

一、去る二十五日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

水害地緊急対策特別委員

今村　忠助君

一、去る二十五日議員から提出した議案は次の通りである。

畑地農業改良促進法案（金子與重郎君外二十四名提出）

一、去る二十五日内閣から提出した議案は次の通りである。

臨時硫安需給安定法案

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案

一、去る二十五日参議院提出した本院提出案は次の通りである。

農業機械化促進法案

災害救助法の一部を改正する法律案

社会福祉事業振興会法案

一、去る二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

臨時硫安需給安定法案（内閣提出第一六七号）　農林委員会　付託

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案（内閣提出第一六八号）　通商産業委員会　付託

一、去る二十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

富裕税法を廃止する法律案

国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案

閉鎖機関令の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

有畜農家創設特別措置法案

久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

港湾整備促進法案

一、去る二十五日参議院に送付した議案は次の通りである。

農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会成案

一、去る二十五日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

証券取引法の一部を改正する法律案
証券投資信託法の一部を改正する法律案
一、令二十七日委員長から提出した議案は次の通りである。
公職選挙法の一部を改正する法律案
（公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出）

衆議院会議録第二十六号中正誤

| 頁 | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 四七 | 一 | 一 | さきき | さきに |
| 四七 | 〃 | 三 | 意行 | 意見 |
| 〃 | 五 | 末 | 連合政国 | 連合国最 |
| 四八 | 一 | 三 | 安隊 | 保安隊 |
| 〃 | 五 | 末 | 援助料 | 扶助料 |
| 四八 | 〃 | 一 | い字句 | う字句 |
| 四九 | 一 | 一三 | 第十一条第二項第一号 | 第十一条第二項 |
| 四九 | 〃 | 自二至八 | 第九条第一項中第八号を第九号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第七号 | 第九条第一項第七号 |
| 〃 | 〃 | 九 | 八 | 七の二 |
| 〃 | 〃 | 二末 | 提出案に | 提出案は |